

井原市 強靱化

IBARA RESILIENCE

井原市国土強靱化地域計画

令和 5 年 3 月改訂

井原市

はじめに

我が国は、これまで阪神・淡路大震災、東日本大震災、数々の大型台風など様々な大規模自然災害により、甚大な被害を受けてきました。

そして、大規模自然災害から得た教訓を踏まえて、災害対策基本法の制定をはじめとした各種の防災対策を講じてきましたが、その歴史を振り返ると、甚大な被害により長期間にわたり、多くの人的・物資資源を投入し、復旧・復興を繰り返してきました。



こうした事態を避けるためには、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、まずは人命を守り、致命的な被害を回避し、また被害を仮に受けることがあっても、それを可能な限り最小化し、受けた被害から迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築しておくことが重要であり、国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行しました。

また、この基本法に基づき、平成26年6月に国土強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定し、基本計画に基づく国の他の計画の見直しや施策の推進等、政府が一丸となって強靱な国づくりを推進しています。

本市におきましても、令和3年3月に「井原市国土強靱化地域計画」を策定し、大規模自然災害に対し、「致命的な被害を負わない強さ」と「被害から迅速に回復するしなやかさ」を備えた安全・安心な地域や社会経済の構築に向けて、強靱化に関する施策の推進を図ってまいりました。

このたび、計画期間が満了すること、また本市の最上位計画である「井原市第7次総合計画後期基本計画」の策定、「岡山県国土強靱化地域計画」の改訂を踏まえ、前計画の見直しを行いました。

「平成30年7月豪雨災害」では、本市においても記録的な大雨により、多くの土砂災害や浸水害が発生し、市民生活や経済活動に甚大な影響を及ぼしました。

また、近い将来発生する確率が高いとされている南海トラフ地震では、市内でも大きな被害の発生が懸念されており、国や県と一体となり強靱化に関する施策を推進する必要があります。

このため、引き続き、「井原市国土強靱化地域計画」に基づき、安心・安全な地域づくりの実現に向けて強靱化の取組のさらなる推進を図ってまいります。

令和5年3月

井原市長 大舌 勲

目次

第1章 計画見直しの趣旨と位置付け	1
1. 計画見直しの趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係	2
4. 計画の推進期間	3
第2章 地域計画の基本的な考え方	4
1. 計画見直し基本的な考え	4
2. 目標設定	5
第3章 地域の特性と対象とする災害	6
1. 本市の概況	6
2. 対象とする災害リスク	9
第4章 脆弱性の評価と推進方針	17
1. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	17
2. 施策分野の設定	19
3. 脆弱性の評価結果と推進方針	19
4. 取組事項の重点化	19
第5章 計画の推進と進捗管理	76
1. 計画の推進と進捗管理	76
資料	
用語解説	77

第 1 章 計画見直しの趣旨と位置付け

1. 計画見直しの趣旨

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を推進することが定められました。

国においては、この基本法に基づき、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を平成 26 年 6 月に策定し、強靱な国づくりを計画的に進めており、岡山県では、平成 28 年 2 月に「岡山県国土強靱化地域計画（以下、「県地域計画」という。）」を策定し、令和 3 年 2 月に見直しが行われました。

本市においても、今後、近い将来発生する確率が高いとされている南海トラフ地震、これまで経験したことのない集中豪雨、近年、大型化する台風などによる被害の発生が危惧されていることから、国や県の動きに合わせ強靱化への取組を推進することとし、令和 3 年 3 月に「井原市国土強靱化地域計画（以下、「本市地域計画」という。）」を策定し、大規模自然災害に対して、市民の生命や財産を守り、地域や経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧・復興に資する強靱な地域づくりを総合的かつ計画的に推進してきました。

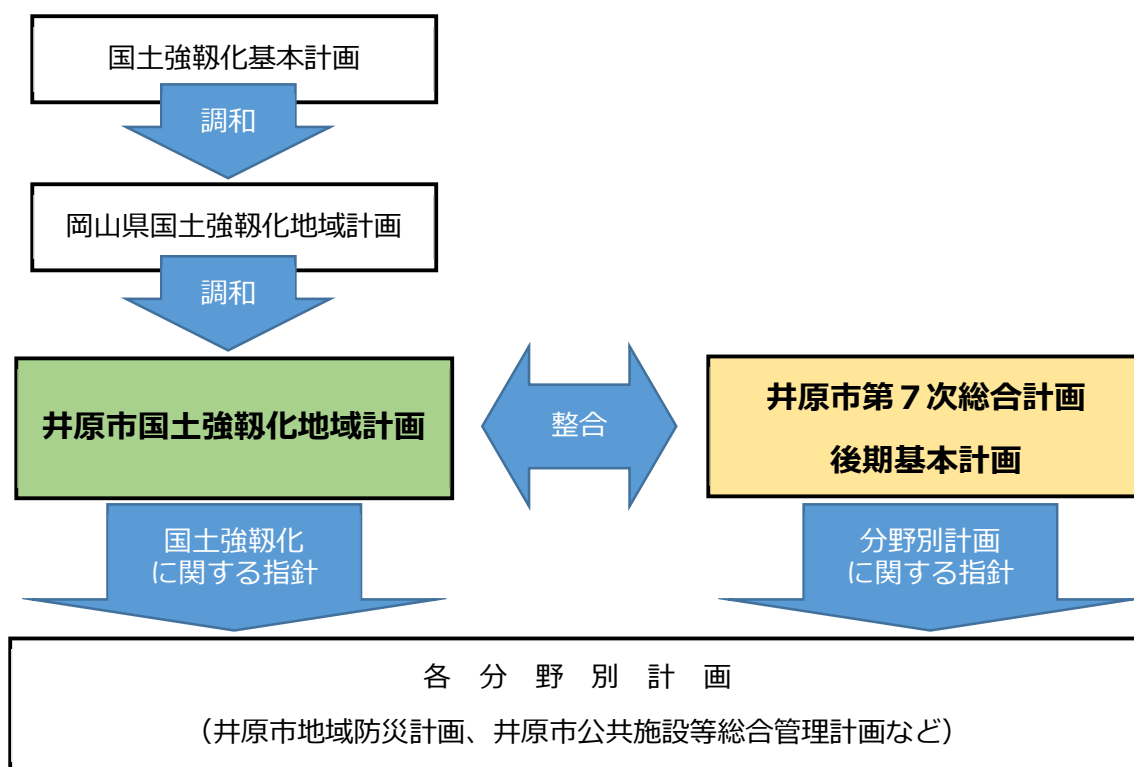
この度、令和 3 年 3 月に策定した「本市地域計画」の計画期間が令和 4 年度末で満了することに加え、本市の最上位計画である「井原市第 7 次総合計画（以下「総合計画」という。）」の後期基本計画が策定されることを踏まえ、今般、「本市地域計画」の見直しを行い、本市における強靱化の取組をさらに推進します。

2. 計画の位置付け

「本市地域計画」は、基本法第 13 条に基づき策定する計画であり、国土強靱化の観点から本市における様々な分野の計画等の指針となるもので、国の「基本計画」と同様に、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有するものです。

また、「県地域計画」は、本市を包含する県土全域に係る総合的な計画であることを踏まえ、「県地域計画」との調和を保つとともに、「総合計画」との整合性を図りながら、「井原市地域防災計画」をはじめとする各分野の個別計画の国土強靱化に関する部分に対しての指針となる計画です。

【井原市国土強靱化地域計画の位置付け】



3. 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係

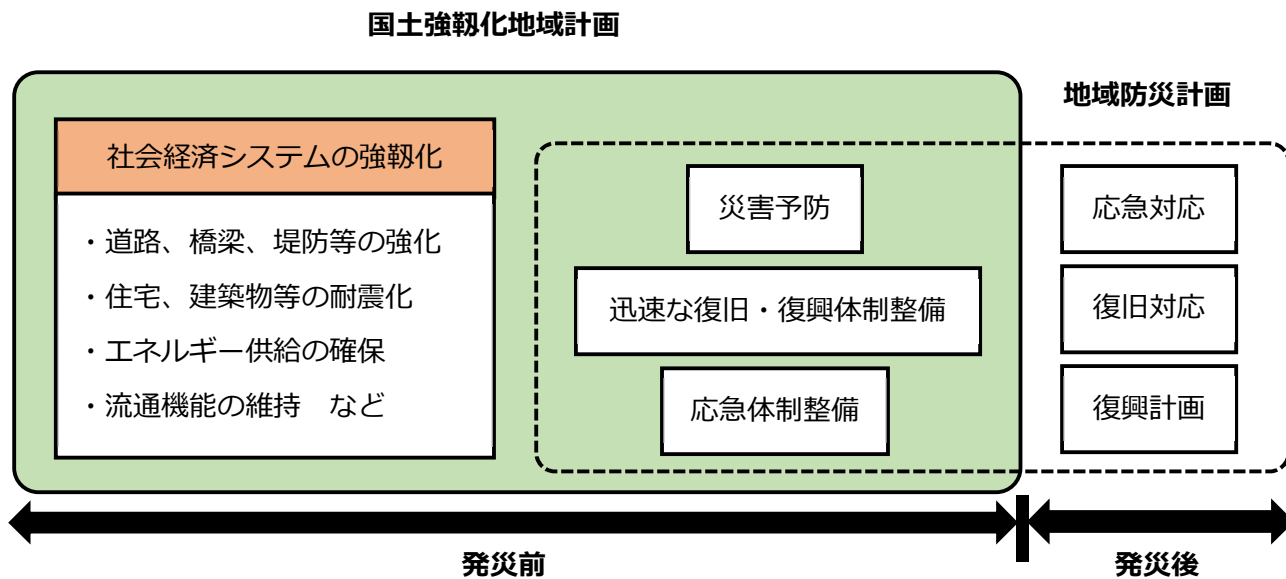
国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）は、基本法に基づく計画であり、あらゆる災害に備えるため、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を明らかにし、それらを回避するために事前に取り組むべき具体的施策を定めるものであり、災害に強いまちづくりを推進するための計画です。

一方、「地域防災計画」は、災害対策基本法に基づく計画であり、発災時、災害ごとの応急対策や復旧・復興対策等について、実施すべきことを定めることが基本となります。

「地域計画」と「地域防災計画」の比較及び関係は、以下に示すとおりです。

【国土強靱化地域計画と地域防災計画との比較】

区 分	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	なし
施策、取組事項の重点化	実施	なし



4. 計画の推進期間

「本市地域計画」は、「総合計画後期基本計画」と整合性を図りながら推進するため、推進期間は、「総合計画後期基本計画」に合わせ、令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度の 5 年間とします。

ただし、計画期間中であっても、強靱化に係る取組事項の進捗や災害事象の調査研究、技術開発の最新の知見、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを実施します。

R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)	R12 年度 (2030)	R13 年度 (2031)	R14 年度 (2032)
-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

井原市第 7 次総合計画 後期基本計画	次期 総合計画
井原市国土強靱化地域計画	次期 井原市国土強靱化地域計画

第2章 地域計画の基本的な考え方

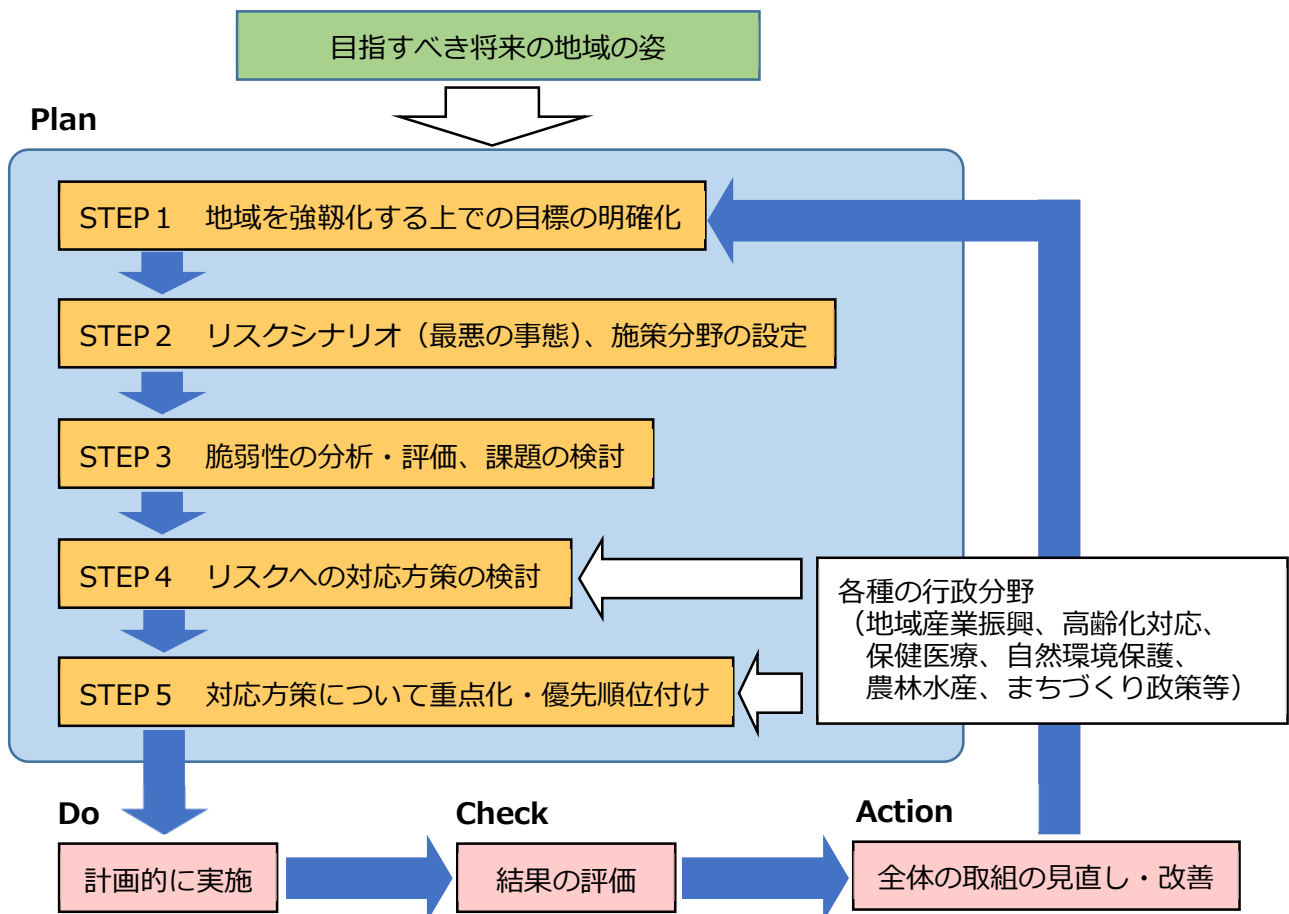
1. 計画見直しの基本的な考え

国土強靱化とは、国及び地域のリスクマネジメントであり、下図のPDCAサイクルを繰り返すことにより推進することが基本とされ、「地域計画」の策定に関しては、国（内閣府）より「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」で策定の手順が示されています。

この度の「本市地域計画」の見直しに当たっては、策定時と同様にガイドラインに記載されている下記のPDCAサイクルの手順で行い、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や、国土利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性の評価」を行うとともに、それらを踏まえ、これから何をすべきか、その「対応方策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行ったうえで推進することとします。

また、「総合計画後期基本計画」の内容を踏まえるとともに、国の「基本計画」及び令和3年2月に改定された「県地域計画」との調和を図ることとします。

【計画の策定とPDCAサイクルによる推進】



2. 目標設定

本市の強靱化を推進するにあたり、基本法並びに国の「基本計画」及び「県地域計画」に即し「基本目標」及び基本目標を達成するために必要な「事前に備えるべき目標」について、以下のとおり定めま

す。

【基本目標】

いかなる災害等が発生しようとも、

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧・復興

【事前に備えるべき目標】

目標 No1. 直接死を最大限防ぐ

目標 No2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

目標 No3. 必要不可欠な行政機能は確保する

目標 No4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

目標 No5. 経済活動を機能不全に陥らせない

目標 No6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

目標 No7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

目標 No8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3章 地域の特性と対象とする災害

1. 本市の概況

■位置

本市は、岡山県の西南部に位置し、北は高梁市、南は笠岡市、東は総社市及び小田郡矢掛町、西は広島県福山市及び同県神石郡神石高原町に接しています。

■面積及び地勢

本市の総面積は、243.54 km²（東西距離 22.6km、南北距離 22.9km）で、市域の南部を岡山県の三大河川のひとつ高梁川の支流である一級河川小田川が市西部から南東部へ貫流し、その流域の平野部に市街地が形成されています。

北部は吉備高原の中南部にあたり、標高約 200～400m の丘陵地、小起伏の山地となっています。

地形的には南部の市街地を除いては、ほとんどが山々に囲まれた農山林であり、これらの森林は、農林業等の生産活動の場であるとともに、自然環境の保全や水源かん養等の公益的機能を有しています。



位置図



地勢図

■気候

全体的に温和な気候に恵まれ、年間平均気温は 13～15℃、年間降水量は 1,200mm 前後となっています。南は瀬戸内海を経て四国山地に、北は中国山地に遮られているため、台風や季節風の影響を受けることも比較的少なく、一年を通じて晴天の日が多い地域です。

しかしながら近年は、地球温暖化等の影響による集中豪雨等が増えています。

第3章 地域の特性と対象とする災害

■人口構造

本市の人口は年々減少傾向にあり、令和2年に4万人を下回っています。平成2年国勢調査時点（49,255人）から令和2年国勢調査時点（38,384人）までの30年間で10,871人の減少となっています。

総人口は減少傾向にある中、高齢者人口比率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は年々上昇しており、令和2年時点で37.5%と高齢者の割合が4割に近づいています。

一方で、年少人口比率（15歳未満人口が総人口に占める割合）は年々低下しており、少子高齢化が進行しています。

年齢別人口（単位：人）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
年少人口 (0～14歳)	8,630 (17.5%)	7,484 (15.7%)	6,705 (14.4%)	5,970 (13.2%)	5,429 (12.4%)	4,658 (11.3%)	3,880 (10.1%)
生産年齢人口 (15～64歳)	31,075 (63.1%)	29,088 (61.0%)	27,548 (59.3%)	26,173 (58.0%)	24,751 (56.4%)	22,465 (54.3%)	20,028 (52.3%)
老年人口 (65歳以上)	9,550 (19.4%)	11,075 (23.2%)	12,220 (26.3%)	12,961 (28.7%)	13,719 (31.3%)	14,247 (34.4%)	14,355 (37.5%)
人口総数	49,255	47,647	46,489	45,104	43,927	41,390	38,384

※人口総数には年齢不詳を含む。構成比は年齢不詳人口を除く人口に対する構成比。

ただし、四捨五入の関係で構成比の合計は100%にならない場合がある。（出所：国勢調査）

■災害履歴

本市では、過去、地震による大きな被害は少ない一方、梅雨や台風等による風水害には度々見舞われています。特に「平成30年7月豪雨」では、甚大な被害となりました。

本市における既往の災害の主なものは、以下に示すとおりです。

【地震災害】

発生日	地震の名称	規模	震度	被害
H 12. 10. 6	鳥取県西部地震	マグニチュード7.3	4	軽傷1人、家屋23戸
H 13. 3. 24	芸予地震	マグニチュード6.7	4	家屋21戸

資料：井原市地域防災計画

【風水害】

発生年月日	災害の原因	総雨量 mm	概要
S 35. 7	梅雨前線	120.0	土木・農業用施設被害 244 箇所。 大正橋、桜橋、錦橋、薬師橋、猪原橋が流出。
S 40. 6. 19~6.20	梅雨前線	146.0	最大日雨量 124.0mm、最大時間雨量 19.0mm。 土木・農業用施設被害 51 箇所。高屋川等で堤防決壊。
S 40. 7. 22~7.23	梅雨前線	146.0	最大日雨量 104.5mm、最大時間雨量 37.0mm。 家屋被害 20 戸。土木・農業用施設被害 378 箇所。
S 41. 9. 17~9.19	秋雨前線、台風 21 号	173.0	土木・農業用施設被害 62 箇所。
S 44. 6. 29	梅雨前線	82.0	土木・農業用施設被害 72 箇所。
S 47. 6. 7~6.8	低気圧	106.5	家屋被害 52 戸、土木・農業用施設被害 434 箇所。
S 47. 7. 9~7.13	梅雨前線	220.0	死者 4 名、家屋被害 685 戸、土木・農業用施設被害 530 箇所。
S 47. 9. 8	熱帯低気圧	162.0	家屋被害 1,036 戸、土木・農業用施設被害 330 箇所。
S 49. 7. 6	梅雨前線、台風 8 号	96.0	土木・農業用施設被害 96 箇所。
S 51. 9. 8~9.13	前線、台風 17 号	527.0	家屋被害 18 戸、土木・農業用施設被害 214 箇所。
S 53. 6. 13	暖湿気流入	93.0	死者 3 名、土木・農業用施設被害 117 箇所。
S 54. 6. 26	梅雨前線	262.5	土木・農業用施設被害 148 箇所。
S 55. 8. 28~8.31	前線	168.0	家屋被害 1 件、土木・農業用施設被害 119 箇所。
S 56. 6. 25~6.28	梅雨前線	174.5	土木・農業用施設被害 72 箇所。
S 56. 7. 3	梅雨前線	116.5	土木・農業用施設被害 126 箇所。
S 59. 7. 20	暖湿気流入	168.0	最大時間雨量 108.0mm。死者 3 名、負傷者 1 名、家屋被害 94 戸、土木・農業用施設被害 266 箇所。
S 60. 6. 25~6.30	梅雨前線	454.5	最大時間雨量 23.5mm。軽傷者 1 名、家屋被害 43 戸、土木・農業用施設被害 550 箇所。
H 3. 9. 27	台風 19 号の暴風	—	最大風速 19.5m/S。軽傷者 2 名、家屋被害 1,555 戸。
H 10. 10. 17~10.18	台風 10 号	120.0	家屋被害 29 戸、土木・農業用施設被害 28 箇所。
H 11. 6. 29~6.30	梅雨前線	78.5	最大時間雨量 32.5mm。家屋被害 3 戸、断水 70 戸、土木施設被害 24 箇所。
H 16. 10. 19~10.20	台風 23 号	117.5	死者 1 名、家屋被害 35 戸、土木・農業用施設被害 129 箇所。
H 22. 7. 12~7.16	梅雨前線	181.0	家屋被害 20 戸、土木施設被害 37 箇所。
H 25. 8. 30~9.4	長雨	264.5	最大時間雨量 22.5mm。家屋被害 10 戸、土木・農業用施設被害 69 箇所。

次頁へ続く

発生年月日	災害の原因	総雨量 mm	概要
H 30. 7. 5~7.7	梅雨前線	373.0	最大日雨量 241.0mm、最大時間雨量 33.0mm。 死者 2 名、負傷者 4 名、家屋被害 671 棟、商工業の関係 の建物被害 101 棟、土木・農業用施設被害 1,551 箇所。
H 30. 9. 29~10.1	台風 24 号	187.5	最大時間雨量 31.5mm。土木・農業用施設被害 166 箇所。
R 2. 7. 13~7.14	梅雨前線	122.0	最大時間雨量 27.0mm。土木・農業用施設被害 102 箇所。
R 3. 7. 7~7.9	梅雨前線	115.0	最大時間雨量 29.0mm。土木・農業用施設被害 23 箇所。
R 3. 8. 12~8.20	大雨	420.0	最大時間雨量 33.0mm。家屋被害 2 棟、土木・農業用施 設被害 101 箇所。

資料：井原市地域防災計画より抜粋作成

2. 対象とする災害リスク

本市に大きな被害をもたらす自然災害として、本市の地域特性や過去の災害発生、予見の状況や「県地域計画」の設定等を踏まえ、「本市地域計画」で対象とする自然災害を以下のとおり設定します。

自然災害の種類	想定する被害の様態等
南海トラフ地震	今後 30 年以内の間に 70~80%の確率で発生するとされている南海トラフを震源とするマグニチュード 8~9 クラスの地震により、市内では最大震度 6 弱の揺れに襲われ、人身や建物、社会インフラに甚大な被害が及ぶ。(平成 25 年 7 月、岡山県が被害想定を公表)
断層型地震	長者ヶ原断層-芳井断層を震源とするマグニチュード 7~8 クラスの地震により、市内では最大震度 6 弱の揺れに襲われ、人身や建物、社会インフラに甚大な被害が及ぶ。(平成 26 年 5 月、岡山県が被害想定を公表)
土砂災害	特別警報の指標相当の大雨などにより、大規模な土石流・地すべり・崖崩れ及び同時多発的な土砂災害が広範囲で発生し、人身や建物に大きな被害がおよび、物流・生活道路の寸断等が生じる。
洪水	過去の事例も考慮した最大規模の降雨などにより、河川の氾濫、広範囲に渡る長時間の浸水、人身や建物被害、物流・生活道路の寸断等が生じる。
内水氾濫	過去の事例も考慮した最大規模の降雨などによる大量の雨水の地表滞留、排水路等の氾濫等により、市街地の広範囲が浸水し、人身、建物等に大きな被害が及ぶ。
複合災害	南海トラフ地震の発生前後での集中豪雨や大型の台風が連続して襲来することにより、被害が更に拡大する。 新型コロナウイルス感染症等の流行下における自然災害の発生により、被害が更に拡大する。

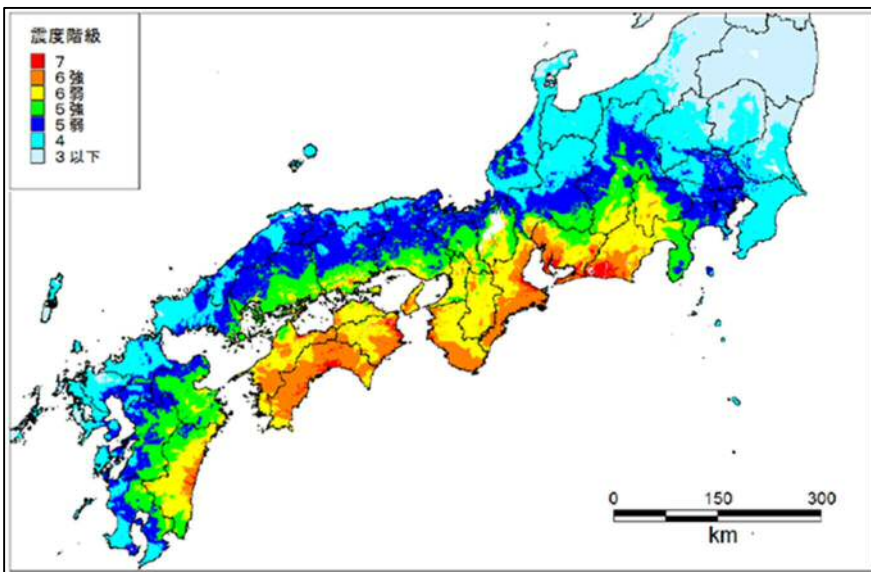
■南海トラフ地震

本市は、南海トラフ地震防災対策特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。

南海トラフを震源とする地震は、約 100～150 年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震（1946 年）がこれに当たります。既に、昭和南海地震が発生して 70 年以上が経過しており、国の研究機関の試算では、今後 30 年以内にマグニチュード 8～9 クラスの規模の地震発生確率は、70～80%とされています。

岡山県では、平成 25 年 7 月に南海トラフ地震による被害想定調査を公表しています。

【南海トラフ巨大地震の震度分布図】



資料：気象庁ホームページより

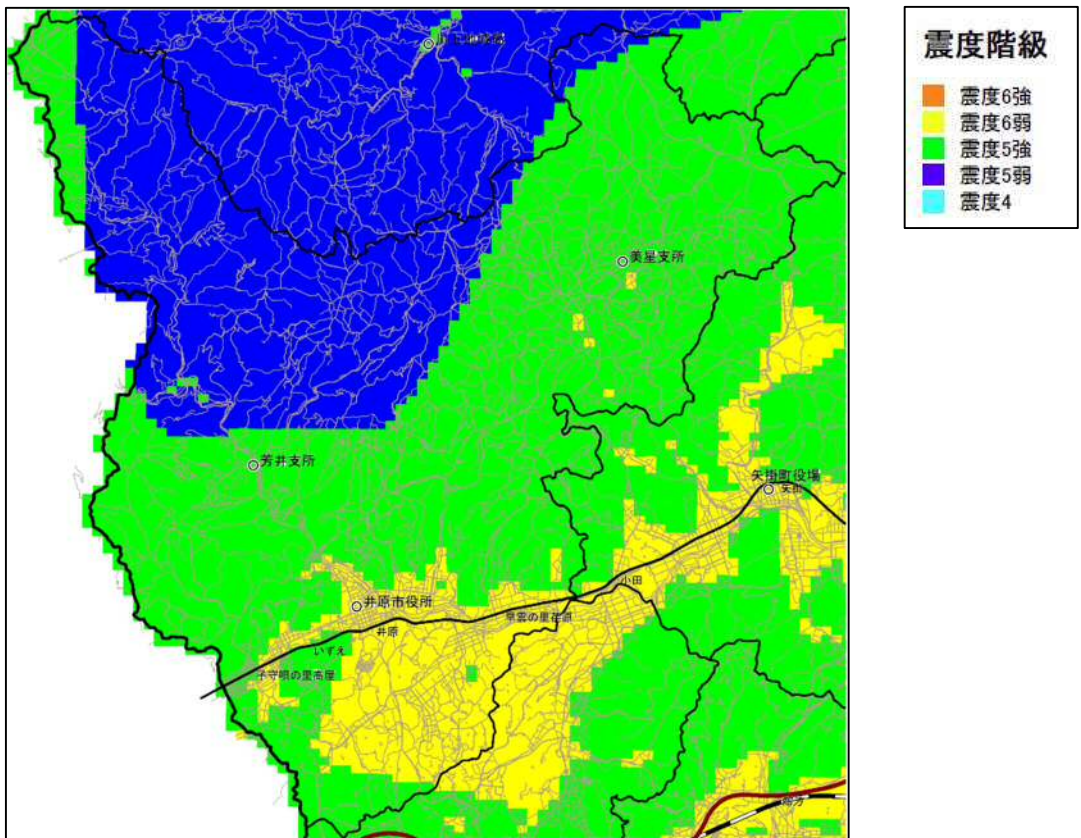
【南海トラフ地震防災対策推進地域】



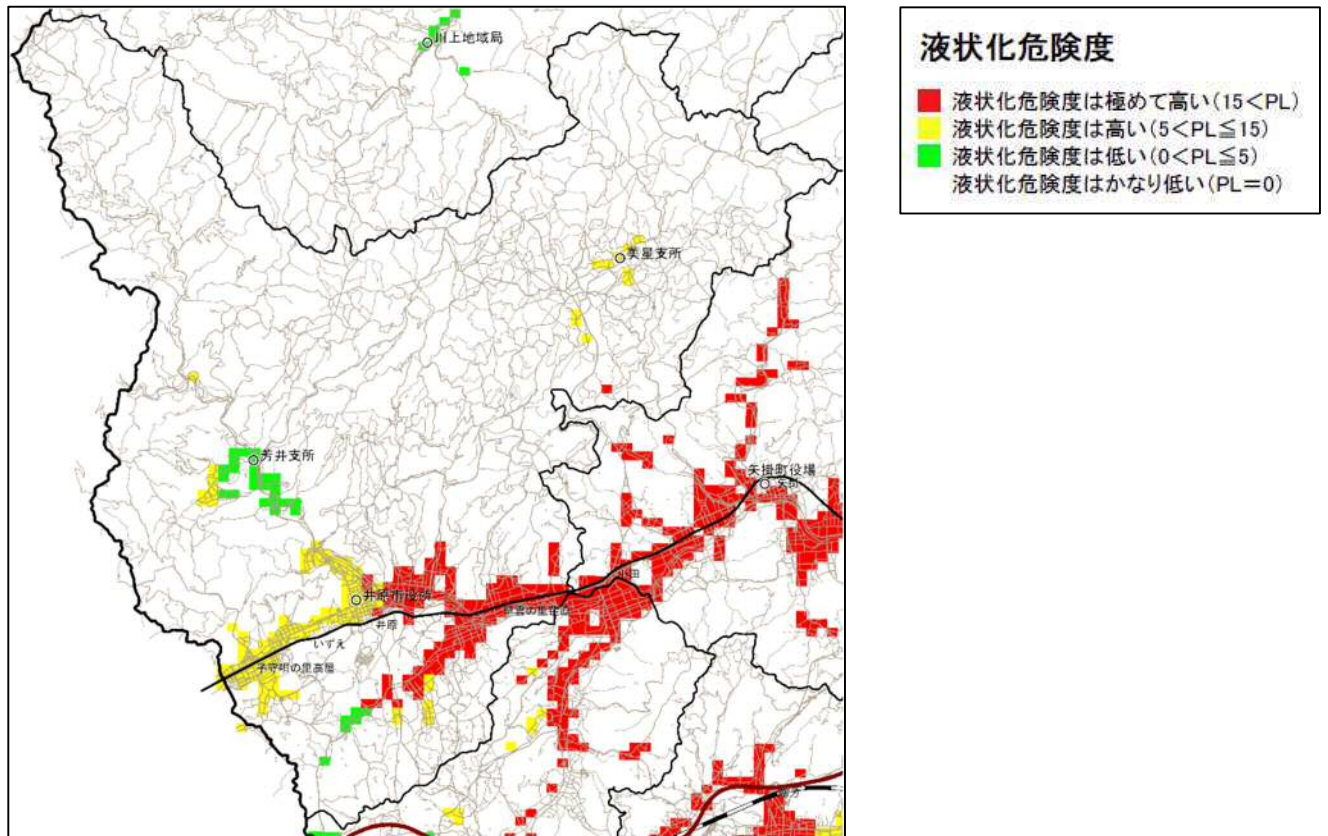
- ・緑色塗潰しされた地域は、南海トラフ地震防災対策推進地域
- ・赤色太線で囲まれた領域は、南海トラフ巨大地震の想定震源域
- ※気象庁ホームページ資料に一部加筆

資料：気象庁ホームページより

【南海トラフ巨大地震による震度分布図（岡山県想定）】



【南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図（岡山県想定）】



資料：平成 25 年 7 月 岡山県作成 「岡山県地震・津波被害想定調査 報告書」

【南海トラフ巨大地震による本市の被害想定】

算定項目		想定シーン ①冬深夜	想定シーン ②冬18時	想定シーン ③夏正午	単位		
建物被害	揺れによる	全壊棟数	27		棟		
		半壊棟数	760		棟		
	液状化による	全壊棟数	18		棟		
		大規模半壊+半壊棟数	628		棟		
	急傾斜地崩壊による	全壊棟数	11		棟		
		半壊棟数	23		棟		
	地震火災による	焼失棟数	—	2	1	棟	
建物被害合計(全壊+焼失棟数)		56	58	57	棟		
人的被害	建物倒壊による	死者数	2	1	1	人	
		負傷者数	130	82	69	人	
		重傷者数	3	2	2	人	
	地震火災による	死者数	—	—	—	人	
		重傷者数	—	—	—	人	
		軽傷者数	—	—	—	人	
	急傾斜地崩壊による	死者数	1	1	1	人	
		負傷者数	1	1	1	人	
		重傷者数	1	—	—	人	
	屋外転倒物・落下物による	死者数	—	—	—	人	
		負傷者数	—	14	6	人	
		重傷者数	—	5	2	人	
	死者数計		3	2	2	人	
	避難者数	避難所避難者(災害直後~1日)		378	381	379	人
		避難所外避難者数(災害直後~1日)		252	254	252	人
避難所避難者数(1週間後)		1,755	1,757	1,755	人		
避難所外避難者数(1週間後)		1,755	1,757	1,755	人		
避難所避難者数(1月後)		516	518	517	人		
避難所外避難者数(1月後)		1,205	1,209	1,205	人		
帰宅困難者数(※平日・昼の場合)		1,177			人		
その他	上水道	断水人口(発生直後)		33,457	人		
	下水道	支障人口(発生直後)		9,601	人		
	電力	停電(発生直後)		15,054	軒		
	災害廃棄物		10,000		トン		

資料：平成25年7月 岡山県作成 「岡山県地震・津波被害想定調査 報告書」より作成

第3章 地域の特性と対象とする災害

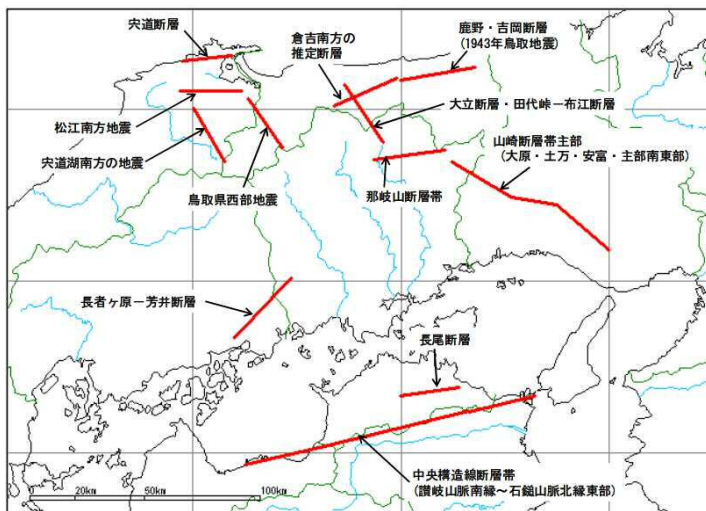
■長者ヶ原断層－芳井断層の地震

岡山県では、県内で震度6弱以上の強い揺れが発生し、大きな被害が生じるおそれのある7つの地震について被害想定を行っています。

このうち、長者ヶ原断層－芳井断層は、芳井町から広島県福山市本郷町にかけて分布する長さ約30kmの活断層であり、地震が発生した場合、強い揺れによる被害が発生することが想定されています。

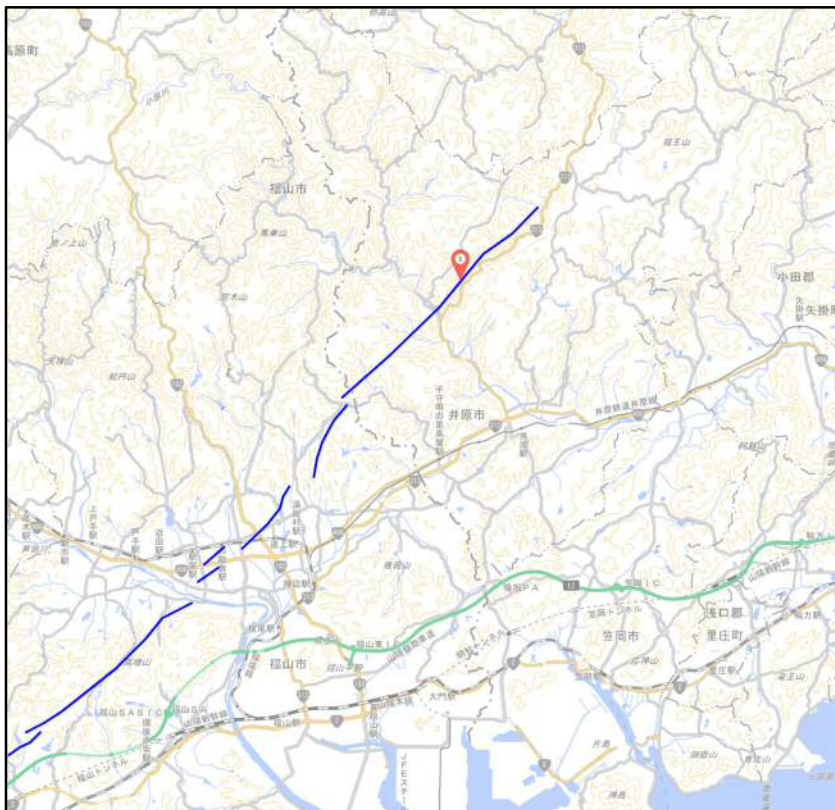
岡山県では、平成26年5月に長者ヶ原断層－芳井断層の地震による被害想定調査を公表しています。

【想定地震の断層位置】



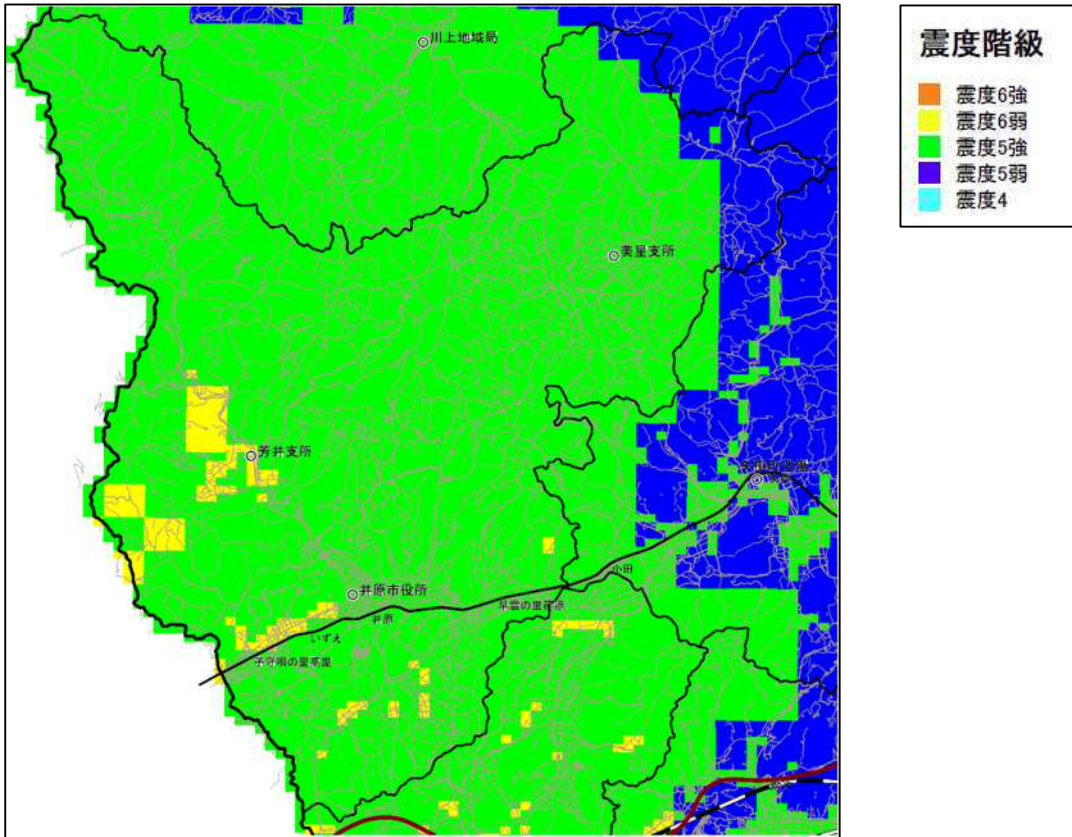
資料：平成26年5月 岡山県作成 「断層型地震の被害想定について」

【長者ヶ原断層－芳井断層位置】

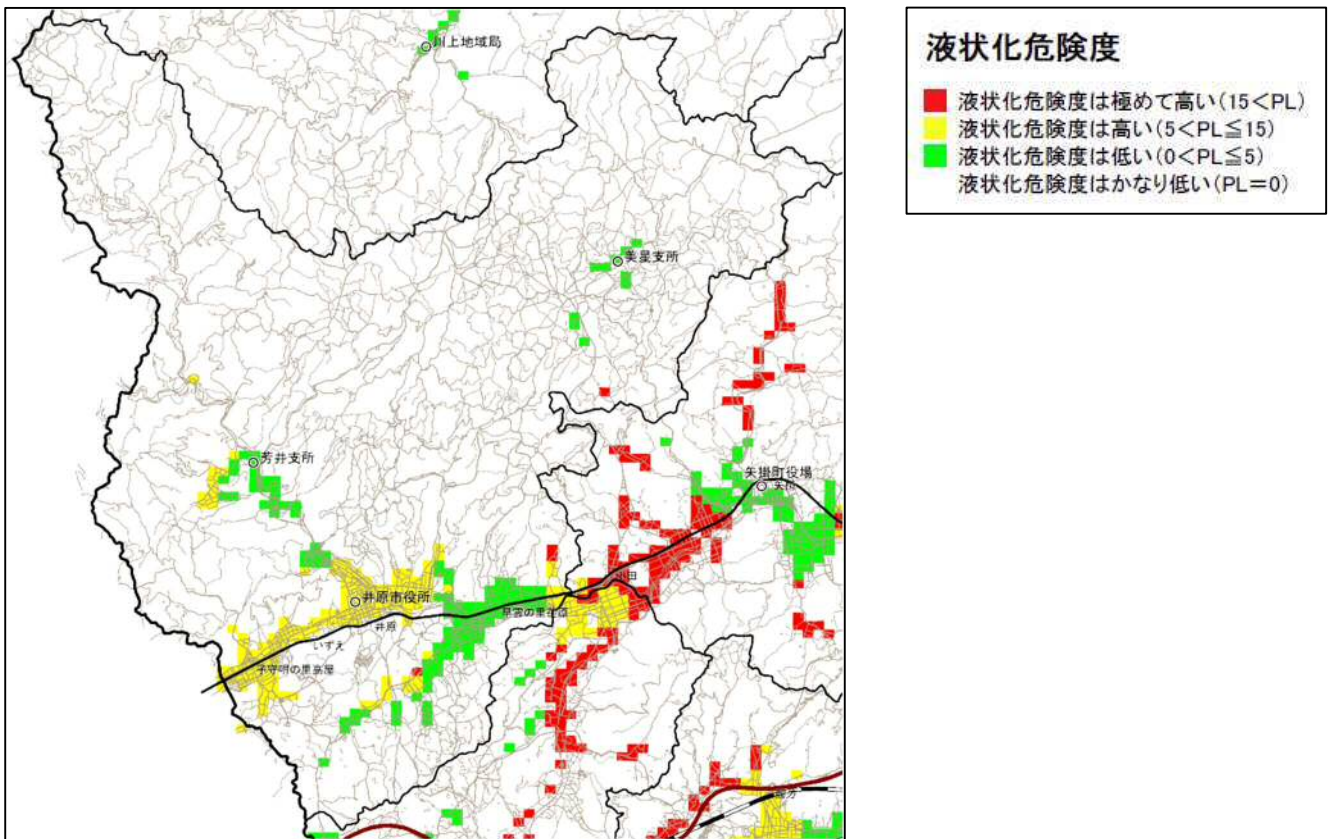


資料：国立研究開発法人 産業技術総合研究所 「活断層データベース」より

【長者ヶ原断層－芳井断層の地震による震度分布図（岡山県想定）】



【長者ヶ原断層－芳井断層の地震による液状化危険度分布図（岡山県想定）】



資料：平成 26 年 5 月 岡山県作成 「断層型地震の被害想定について」

第3章 地域の特性と対象とする災害

【長者ヶ原断層－芳井断層の地震による本市の被害想定】

算定項目		想定シーン ①冬深夜	想定シーン ②冬 18時	想定シーン ③夏正午	単位	
建物被害	揺れによる	全壊棟数	4			棟
		半壊棟数	377			棟
	液状化による	全壊棟数	7			棟
		大規模半壊+半壊棟数	249			棟
	急傾斜地崩壊による	全壊棟数	8			棟
		半壊棟数	17			棟
	地震火災による	焼失棟数	—	1	—	棟
建物被害合計(全壊+焼失棟数)		19	20	19	棟	
人的被害	建物倒壊による	死者数	—	—	—	人
		負傷者数	63	41	36	人
		重傷者数	—	—	—	人
	地震火災による	死者数	—	—	—	人
		重傷者数	—	—	—	人
		軽傷者数	—	—	—	人
	急傾斜地崩壊による	死者数	1	1	—	人
		負傷者数	1	1	1	人
		重傷者数	—	—	—	人
	屋外転倒物・落下物による	死者数	—	—	—	人
		負傷者数	—	11	5	人
		重傷者数	—	4	2	人
	死者数計		1	1	—	人
	避難者数	避難所避難者(災害直後～1日)		155	158	155
避難所外避難者数(災害直後～1日)		103	106	103	人	
避難所避難者数(1週間後)		954	956	954	人	
避難所外避難者数(1週間後)		954	956	954	人	
避難所避難者数(1月後)		78	79	78	人	
避難所外避難者数(1月後)		181	185	181	人	
帰宅困難者数(※平日・昼の場合)		1,177			人	
その他	上水道	断水人口(発生直後)	24,918			人
	下水道	支障人口(発生直後)	8,788			人
	電力	停電(発生直後)	13,779			軒
	災害廃棄物		5,000			トン

資料：平成 26 年 5 月 岡山県作成 「断層型地震の被害想定について」より作成

■ 台風や豪雨等による風水害に関する災害リスク

(土砂災害)

岡山県により土砂災害防止法に基づき警戒区域の指定が進められており、本市では次表のとおり警戒区域が指定されています。

【本市の土砂災害警戒区域等の指定箇所数】

区 分	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)
土石流	179 箇所	145 箇所
地すべり	17 箇所	該当なし
急傾斜地	403 箇所	395 箇所
合計	599 箇所	540 箇所

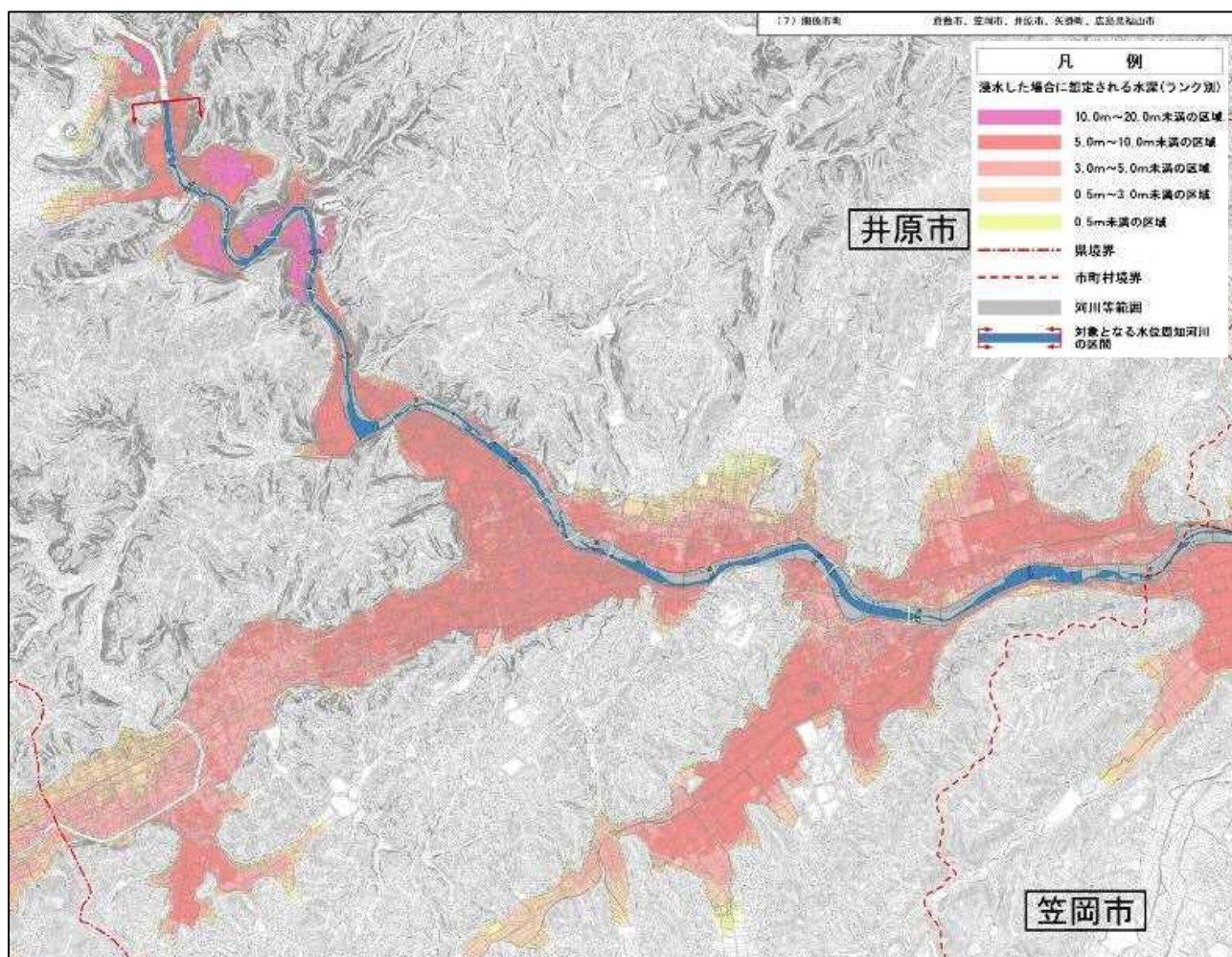
資料：岡山県危機管理課ホームページより作成（令和3年11月30日公示分までの箇所数）

（洪水・内水氾濫等による浸水害）

平成27年の水防法改正により、洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が、従前の河川整備の基本となる計画規模降雨（通称：L1）から、想定し得る最大規模降雨（通称：L2）に変更されました。

これを受け、平成30年に、岡山県は、小田川における想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を公表しました。

【高梁川水系小田川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）】



資料：平成30年3月16日 岡山県公告第109号 高梁川水系小田川洪水浸水想定区域図の一部

第4章 脆弱性の評価と推進方針

自然災害に対し、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定し、本市における脆弱性を評価するとともに、その対応方策としての推進方針を定めます。

1. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

本市で想定される災害リスクを踏まえ、当該災害に起因して発生することが懸念される基本目標を達成するうえで何としても回避すべき事態として、国の「基本計画」及び「県地域計画」において設定されている事態から、本市の地域特性を踏まえ、37の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）一覧】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
目標 番号	内 容	事態 番号	内 容
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊、住宅密集地等における火災や不特定多数が集まる施設の倒壊・大規模火災による死傷者の発生
		1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-6	被災地における感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
目標 番号	内 容	事態 番号	内 容
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的陸上交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
		5-6	食料等の安定供給の停滞
		5-7	農・工業用水の供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺
		7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による市土の荒廃
		7-5	農地・森林等の被害による市土の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョン等の欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

2. 施策分野の設定

国の「基本計画」及び「県地域計画」において設定された施策分野を参考に、8つの個別施策分野と4つの横断的分野を設定します。

個別施策分野	横断的分野
1. 行政機能／消防／防災教育等	9. リスクコミュニケーション
2. 住宅・都市／情報通信	10. 人材育成
3. 保健医療・福祉	11. 官民連携
4. 産業	12. 老朽化対策
5. 交通・物流	
6. 農林	
7. 国土保全・土地利用	
8. 環境	

3. 脆弱性の評価結果と推進方針

脆弱性の評価は、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに最悪の事態の回避（リスクの一部低減を含む）に寄与する本市の強靱化施策に係る取組事項の実施状況、課題、重要業績指標（KPI）等から行い、この評価結果を踏まえ、最悪の事態を回避するための推進方針を整理しました。

なお、脆弱性の評価と推進方針の検討にあたっては、可能な限り定量的に評価を行い、計画の進捗管理に活用する指標を設定していますが、定量的な評価が困難なため、定量的な指標の設定を行っていない取組事項についても、適宜、進捗状況を把握し、「本市地域計画」の見直しの際に定量的な指標の設定を検討することとします。

4. 取組事項の重点化

限られた資源・財源の中で、国土強靱化の取組を効率的かつ効果的に推進するためには、優先度の高い取組事項の重点化を図る必要があります。

本計画では、国の「基本計画」及び「県地域計画」との調和を保ちつつ、人命保護を最重点として、本市が直面する大規模自然災害のリスクを回避するうえで、取組事項の実施の緊急度、平時における活用、「総合計画後期基本計画」との整合性等を総合的に勘案し、重点化すべき取組事項を次頁のとおり設定しました。

【重点取組事項】

重点取組事項	個別施策分野・横断的分野の区分
消防団の維持・強化	行政機能／消防／防災教育等
実践的な防災訓練の実施	
防災意識の普及啓発・リスクの周知	
受援体制の整備	
防災教育の推進	
住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修	住宅・都市／情報通信
排水施設の整備	
情報通信基盤設備の再構築	
避難所での感染症対策	保健医療・福祉
道路交通基盤網の整備	交通・物流
道路の防災対策	
河川改修等の治水対策	国土保全・土地利用
自主防災組織の設立・活性化支援	リスクコミュニケーション
防災マップの更新及び適切な避難行動の普及啓発	
ため池ハザードマップの作成推進	
要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進	
災害時等避難行動要支援者個別プランの作成推進	
地域防災リーダーの育成の推進	人材育成
橋梁の長寿命化対策	老朽化対策

以上による脆弱性の評価、その対応方策としての取組事項、数値目標等は、以降に示すとおりです。

※脆弱性の評価と推進方針の記載について

■記載順

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに記載します。

■再掲について

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避する取組事項が、複数の最悪の事態の回避に資することが多く、重複する取組事項については、「再掲」にて記載に置き換えます。

■重点取組事項について

重点化する取組事項については、取組事項の末尾に**重点取組事項**と記載します。

目標番号 1	直接死を最大限防ぐ
事態番号 1 - 1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊、住宅密集地等における火災や不特定多数が集まる施設の倒壊・大規模火災による死傷者の発生
施策分類	(1) 住宅・建築物の耐震化等

【取組事項】 ①住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修 重点取組事項

【施策分野】 住宅・都市／情報通信 <都市施設課>

【脆弱性の評価】

市民に対し、住宅及び建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性等についての普及・啓発を行うとともに、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事への補助等の周知を行っている。

しかしながら、本市では、これまで大きな地震の発生も少なく、耐震診断や耐震改修が進んでいない状況にあり、引き続き耐震化の重要性と支援制度の周知に努める必要がある。

【推進方針】

住宅・建築物の耐震化を一層推進するため、引き続き、岡山県と連携を図りながら耐震診断への補助等を実施する。

【取組事項】 ②危険空家等の除却の推進

【施策分野】 住宅・都市／情報通信 <都市施設課>

【脆弱性の評価】

大規模災害時における空家の倒壊による避難路の閉塞や火災発生時等の対応が課題であり、倒壊のおそれ等がある危険な空家の除却を推進している。

また、住環境に悪影響を及ぼす老朽危険建物（空家）の除却や、応急処置等の管理責任が第一義的に所有者にあることの周知を図る等、空家を発生させない仕組みづくりが必要である。

【推進方針】

除却を行う空家の所有者等に対する補助制度の周知を図り、倒壊等の危険がある空家が放置されることの抑制を図る。

【取組事項】 ③社会福祉施設の防災機能の強化

【施策分野】 保健医療・福祉 <福祉課・子育て支援課・介護保険課>

【脆弱性の評価】

社会福祉施設利用者は、災害時に避難支援を必要とする者が多く、被害が甚大になるおそれがある。

【推進方針】

災害時に施設利用者の安全・安心を確保するため、施設の用途に合わせた防災機能の強化を促進する。

【取組事項】 ④文化財の防災対策

【施策分野】 老朽化対策 <文化スポーツ課>

【脆弱性の評価】

指定文化財には江戸時代の古い木造建造物があり、火災に弱く耐震強度が不足するため、火災や倒壊のおそれがある。

また、文化財を管理している建物も同様のものが多くあるため、文化財所有者や管理者に対して、防火意識の向上を図るとともに、建造物の耐震対策の強化を図っていく必要がある。

【推進方針】

文化財を火災や地震による倒壊から防ぐため、消防設備の保守点検の実施、防火意識の向上を図る。

また、国・岡山県・市指定文化財については、文化財所有者や管理者に対し、補助制度を周知し、活用による耐震化を促進する。

【取組事項】 ⑤市営住宅等の長寿命化対策

【施策分野】 老朽化対策 <都市施設課>

【脆弱性の評価】

公営住宅の災害等に対する安全性を向上させるため、老朽化した住宅については「井原市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に改善工事を進める必要がある。

【推進方針】

引き続き、国の補助制度を活用し、効率的かつ効果的に老朽化対策を推進する。

一方、市営住宅は供給過多の状態であり、老朽化した住宅については、用途廃止や統廃合を進めていく。

施策分類（1）	主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
	長寿命化改善（屋根・外壁改修）棟数	12/17棟	15/17棟

施策分類

（2）防災拠点等の機能強化・維持

【取組事項】 ①公共施設等マネジメントの推進

【施策分野】 老朽化対策 <企画振興課>

【脆弱性の評価】

庁舎等の公共施設は、維持管理や老朽化対策などを適切に実施しなければ、災害時に防災拠点等としての機能を果たせなくなるおそれがある。

【推進方針】

防災拠点の機能を有する施設については、公共施設等の適正配置、長寿命化等を総合的かつ計画的に行うために策定した「井原市公共施設等総合管理計画」の実効性を高め、確実に推進する。

【取組事項】 ②本庁舎、支所の維持管理

【施策分野】 老朽化対策 <総務課・芳井振興課・美星振興課>

【脆弱性の評価】

防災拠点となる市本庁舎、芳井支所、美星支所の耐震性は確保されているが、維持管理や老朽化対策等を適切に実施しなければ、災害時に防災拠点としての機能を果たせなくなるおそれがある。

【推進方針】

災害時において応急対策活動等の防災拠点となる庁舎の効果的かつ効率的な維持管理と長寿命化を図るため、「井原市公共施設等総合管理計画」に基づき、適切に施設の維持管理、老朽化対策に取り組む。

【取組事項】 ③消防庁舎の維持管理

【施策分野】 老朽化対策 <井原地区消防組合総務課>

【脆弱性の評価】

防災拠点となる井原消防署、芳井分駐所、美星分駐所の耐震性は確保されているが、維持管理や老朽化対策等を適切に実施しなければ、災害時に防災拠点としての機能を果たせなくなるおそれがある。

【推進方針】

災害時に救急、救助、消火等の活動に即応しなければならない井原消防署、芳井分駐所、美星分駐所がその機能を十分に果たすため、適切に維持管理、老朽化対策に取り組む。

【取組事項】 ④教育施設の維持管理

【施策分野】 老朽化対策 <教育総務課>

【脆弱性の評価】

指定緊急避難場所となっている教育施設の耐震化と天井・壁の脱落対策は完了しているが、校舎の約4割が法定耐用年数を経過し、施設の老朽化が進んでいる。

災害時には、地域の避難場所としての役割を果たす施設であり機能性の向上や安全性を確保するため、維持管理に取り組む必要がある。

【推進方針】

災害時の避難場所としての機能と安全性を確保するため、「井原市公共施設等総合管理計画」に基づき作成した「学校施設長寿命化計画」により、適切に維持管理、老朽化対策に取り組む。

【取組事項】 ⑤社会教育施設の維持管理

【施策分野】 老朽化対策 <生涯学習課>

【脆弱性の評価】

指定緊急避難場所になっている社会教育施設の耐震性は確保されているが、一部の地区公民館では老朽化が進んでいる。

災害時には、地域の避難場所としての役割を果たす施設であり機能性の向上や安全性を確保するため、維持管理や耐用年数経過後の地区公民館の建て替えに取り組む必要がある。

【推進方針】

災害時の避難場所としての機能と安全を確保するため、「井原市公共施設等総合管理計画」に基づき、適切に維持管理、老朽化対策に取り組む。

また、アクティブライフ井原については、代替庁舎としての機能を確保できるよう計画的な維持管理に努め、耐用年数経過後の地区公民館については、計画に基づき建て替えを推進する。

【取組事項】 ⑥医療施設の維持管理

【施策分野】 老朽化対策 <井原市民病院>

【脆弱性の評価】

市民病院の耐震性は確保されているが、維持管理や老朽化対策等を適切に実施しなければ、災害時に必要な医療の提供が滞るおそれがある。

【推進方針】

災害時にも入院患者の安全確保や医療機能が確保できるよう適切に維持管理、老朽化対策に取り組む。

【取組事項】 ⑦公園施設の長寿命化対策

【施策分野】 老朽化対策 <都市施設課>

【脆弱性の評価】

災害時に避難場所や活動拠点として活用される公園施設について、有効に機能するよう、適切な維持管理を図る必要がある。

【推進方針】

不特定多数が集まる施設であり、災害時には避難場所や活動拠点となることから、施設等の適切な維持管理に努める。

施策分類（2）	主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
	個別施設計画の策定・推進	策定中	推進

施策分類

（3）道路交通網の整備

【取組事項】 ①橋梁の長寿命化対策 **重点取組事項**

【施策分野】 老朽化対策 <建設課>

【脆弱性の評価】

災害時には、地域交通ネットワークが分断されるおそれもあり、引き続き「井原市道路橋梁長寿命化計画」に基づき、市道橋梁の長寿命化対策を実施する必要がある。

【推進方針】

災害時の落橋や損傷による地域交通ネットワークの分断を防ぐため、引き続き橋梁の長寿命化対

策を実施する。

施策分類（3） 主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
橋梁点検3巡目を実施した橋梁数（累計）	0/504 橋	398/504 橋

施策分類

（4）大規模盛土造成地調査の推進

【取組事項】 ①大規模盛土造成地調査の推進

【施策分野】 国土保全・土地利用 <都市施設課>

【脆弱性の評価】

大規模盛土造成地は、地震等によって滑動崩壊を起こした場合、大規模な災害が発生する可能性があるため調査を行い、結果により安全対策を行う必要がある。

【推進方針】

市内 16 か所ある大規模盛土造成地の優先度の高いものについて 2 次スクリーニング（地盤調査・安定計算）、経過観察等を実施する。

また、調査結果により滑動崩落防止事業などの安全対策を実施する。

施策分類（4） 主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
大規模盛土造成地二次調査対応箇所数	0/16 箇所	16/16 箇所

施策分類

（5）災害応急活動体制の確保

【取組事項】 ①消防本部の救助用車両・資機材の整備

【施策分野】 行政機能／消防／防災教育等 <井原地区消防組合警防課>

【脆弱性の評価】

井原地区消防組合は、主たる災害対応機関であり、その能力の低下は災害時の市民の生命及び財産の被害拡大に直結する。

このため、消防・救助に使用している車両や救護用資機材は、その活動能力・性能を維持するために必要であり、保守・維持管理と計画的な更新整備に取り組む必要がある。

【推進方針】

安全基準に基づく各種検査の実施や消耗品の取替等による保守・維持管理に取り組むとともに、車両更新計画に基づき消防車や救急車の更新、救助資機材の整備を進め、消防・救助活動の体制を確保する。

【取組事項】 ②消防相互応援・広域応援体制の強化

【施策分野】 行政機能／消防／防災教育等 <井原地区消防組合警防課>

【脆弱性の評価】

大規模災害が発生した場合、人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念され、広域的な連携体制を構築する必要がある。

【推進方針】

広域的な応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう連絡・要請等の手順を定期的に確認し、実効性を高める。

また、緊急消防援助隊による広域支援用の資機材の整備・充実を図る。

【取組事項】 ③消防団の維持・強化 **重点取組事項**

【施策分野】 行政機能／消防／防災教育等 <危機管理課>

【脆弱性の評価】

消防団は、地域防災の要として、地域密着性、要員動員力及び即時対応力を活かして、火災のみならず、救助活動や風水害における水防活動などの災害対応活動を行っているが、管内の人口減少に伴い団員が減少しており、団員の確保に努める必要がある。

また、安全装備品の配備や資機材、施設の更新により、消防団員の安全確保や災害対応能力の維持向上を図り、団員の減少による消防力の低下を補う必要がある。

【推進方針】

引き続き、消防団協力事業者制度、消防団応援の店事業の展開、各地域の実情に応じた団員及び女性や若手団員の確保に努める。

また、災害対応における消防団員の安全確保のため、計画的な装備品の配備と更新、消防機庫等の施設や設備の適切な維持管理に取り組むとともに、定期的な訓練を実施する。

【取組事項】 ④実践的な防災訓練の実施 **重点取組事項**

【施策分野】 行政機能／消防／防災教育等 <危機管理課>

【脆弱性の評価】

感染症流行下での風水害に対する市の応急対応力の充実強化と市民の防災意識の高揚を図ることを目的とした防災訓練を実施しているが、応急対応の更なる強化に向け、訓練内容の見直しを進める必要がある。

また、南海トラフ地震の発生を想定した実践的な訓練を実施していない。

【推進方針】

災害への応急対応力の更なる強化を図るため、市民参画の下、災害と感染症による複合災害を想定した訓練を継続するとともに、南海トラフ地震の発生を想定した実践的な訓練に取り組む。

施策分類（5） 主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
緊急消防援助隊の中国・四国ブロック訓練への参加	年1回	年1回
井原地区消防組合と実施した林野火災合同訓練の実施回数（累計）	0回	10回
小型動力ポンプ操作講習会を受講した消防団員数（累計）	0人	225人
消防団協力事業所数	17事業所	17事業所
消防団応援の店	15店舗	15店舗
水害対応訓練の実施	1回/年	1回/年
南海トラフ地震対応訓練の実施	未実施	1回/年

施策分類

（6）情報通信基盤・伝達体制の確保

【取組事項】 ①情報伝達手段の多様化

【施策分野】 住宅・都市／情報通信 <総務課・危機管理課>

【脆弱性の評価】

電気・通信網等の遮断により、被害状況の把握や市民等に対する避難情報等の情報提供が途絶えることにより、被害が発生するおそれがある。

【推進方針】

電気の遮断に備え、市本庁舎の非常用電源設備の機能維持に努めるとともに、通信網等の遮断に備え、引き続き井原市メール配信サービス、緊急告知端末器「お知らせくん」、地元CATV、市ホームページ、エリアメール、SNS、避難所等のWi-Fi整備など多様な伝達手段の確保に努めるとともに、迅速かつ的確に情報が配信できるよう情報配信の操作訓練を実施する。

施策分類（6） 主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
既存の情報伝達手段の安定的な運用	安定的な運用	安定的な運用
情報配信訓練の実施	1回/年	1回/年

施策分類

（7）防災意識の普及啓発・自主防災活動の活性化

【取組事項】 ①自主防災組織の設立・活性化支援 **重点取組事項**

【施策分野】 リスクコミュニケーション <危機管理課>

【脆弱性の評価】

災害時、自主防災組織を核とする地域での自発的な共助の取組が進むよう、自主防災組織の設立

や防災訓練の実施などの活動支援のため「井原市安全安心地域活動活性化支援事業」による支援を行っている。

更なる地域防災力向上のため、引き続き自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図っていく必要がある。

また、災害時において、行政と地域及び地域内での連携が図れるよう連絡体制の構築を進める必要がある。

【推進方針】

自主防災組織の設立促進や防災訓練などの活動が活性化されるよう、引き続き「井原市安全安心地域活動活性化支援事業」による支援を実施し、災害時に期待される機能が発揮できるよう、避難訓練の実施等、平時からの活動の活性化を図る。

また、災害時における行政と自主防災組織との連携を図るため、行政と地域及び地域内での連絡体制の構築に取り組む。

さらに、自主防災組織の活動の活性化や連携を推進するため、「自主防災組織連絡協議会」の設立について調査研究する。

【取組事項】 ②地域防災リーダーの育成の推進 **重点取組事項**

【施策分野】 人材育成 <危機管理課>

【脆弱性の評価】

災害の発生直後から初期段階における活動（公助の動き出す前の活動）では、自らの力（自助）と近隣住民同士の共同（共助）で切り開いていかなばならない場合がある。この「自助」・「共助」の活動を災害時に実践する人材として、また地域防災力の向上を担う自主防災組織の設立や運営を担う地域防災リーダーとなる防災士の育成を図る必要がある。

【推進方針】

地域防災リーダーの人材育成のため、引き続き防災士の資格取得支援を進めるとともに、岡山県が開催するリーダー研修会や防災啓発研修等の取組への参加を促す。

また、市独自の防災士研修会も定期的開催し、人材の育成に努める。

【取組事項】 ③防災意識の普及啓発・リスクの周知 **重点取組事項**

【施策分野】 行政機能／消防／防災教育等 <危機管理課>

【脆弱性の評価】

災害による被害の軽減を図るには、市民一人ひとりが災害リスクを把握し、災害に対する心構えや備え、災害時に取るべき行動等を理解する必要があり、引き続き防災意識の啓発普及に取り組まなければ、被害を軽減することはできない。

【推進方針】

市民一人ひとりが災害に対し、正しい知識を身に着け、災害時に「自分の命は自分で守る」行動が取れるよう、また、災害への備えが進むよう、引き続き出前講座等の開催や講座内容の充実を図り、防災意識の普及啓発に取り組む。

【取組事項】 ④初期消火体制の充実

【施策分野】 行政機能／消防／防災教育等 <危機管理課>

【脆弱性の評価】

地震などの災害時は、消防の対応力を超える同時多発火災が発生してしまうおそれがあり、地域でも初期消火に対応しなければ、深刻な被害をもたらすおそれがある。

【推進方針】

地域において速やかな初期消火の対応ができるよう、引き続き消火栓器具等の更新に係る補助による支援を実施する。

また、消火栓等の消防水利の定期点検など、適正な維持管理に取り組む。

【取組事項】 ⑤住宅用火災警報器の設置促進

【施策分野】 リスクコミュニケーション <井原地区消防組合予防課>

【脆弱性の評価】

平成18年6月に消防法が改正され、全ての住宅（一般家庭）に住宅用火災警報器の設置が義務付けられた。未設置や機能不全等により火災の発見が遅れると人命の危険が増大することから、設置または取り替えの促進が必要である。

【推進方針】

住宅火災を早期に発見し、逃げ遅れによる犠牲者の発生を防止するため、各種団体での消防訓練指導や防火講話等の機会をとらえ、住宅用火災警報器の設置または取り替えを促す。

施策分類（7）	主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
	自主防災組織の世帯カバー率	97.03%	100%
	自主防災組織数（累計）	94 団体	100 団体
	地域主導型避難訓練への参画（累計）	2 団体	10 団体
	防災士資格取得者数（累計）	112 人	181 人
	出前講座の開催件数	10 回/年	10 回/年
	消防水利の点検・確認	実施	実施
	住宅用火災警報器の設置率	78% (R3.6 現在、全国 83.1%)	全国平均以上

事態番号

1 - 2

突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

施策分類

(1) 治水対策の推進

【取組事項】 ①河川改修等の治水対策 **重点取組事項**

【施策分野】 国土保全・土地利用 <建設課>

【脆弱性の評価】

洪水災害に対する安全性の向上を図るため、河川改修（市管理河川）や水門等の適切な点検と的確な維持修繕に取り組む必要がある。

【推進方針】

洪水災害に対する安全性の向上を図るため、計画的に河川改修や水門等の適切な点検と的確な維持修繕に取り組む。

また、近年では局地的な集中豪雨が多発していることから、堤防の強化及び整備、浚渫等について、国・岡山県に継続的に働きかけるとともに、流域の関係機関が連携して水害に対して備える流域治水プロジェクトに取り組む。

【取組事項】 ②下水道改修等の治水対策

【施策分野】 国土保全・土地利用 <建設課>

【脆弱性の評価】

下水道は、市街地の雨水排水路としての役割も担っており、局地的な集中豪雨や地震等により損傷した場合、浸水被害を発生させるおそれがあるため、浸水対策を実施していく必要がある。

【推進方針】

災害時に浸水被害を防止するため、計画的に下水道の整備や浚渫等の浸水対策を推進する。

【取組事項】 ③排水施設の整備 **重点取組事項**

【施策分野】 住宅・都市／情報通信 <建設課>

【脆弱性の評価】

近年では局地的な集中豪雨が多発しており、市街地等で内水氾濫が発生するおそれがある。

このため、雨水を速やかに流下させ、内水による被害を最小限にするため、排水ポンプ場の整備を計画的に実施するとともに、排水施設の適切な維持管理に取り組む必要がある。

【推進方針】

局地的な集中豪雨などにより、家屋や農地に浸水被害があった排水区域を中心に排水ポンプ場の整備を推進する。

また、予防保全の観点から、排水施設の定期的な保守点検を実施し、機能の維持管理に取り組む。

【取組事項】 ④雨水管渠の整備

【施策分野】 住宅・都市／情報通信 <下水道課>

【脆弱性の評価】

近年では局地的な集中豪雨が多発しており、市街地等で内水氾濫が発生するおそれがある。
このため、施設の計画的な整備や維持管理に取り組む必要がある。

【推進方針】

浸水被害を軽減させるため、下水道雨水管渠の計画的な整備、維持管理に取り組むとともに、内水ハザードマップの見直しを行う。

施策分類（1）	主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
	河川の治水対策（河川修繕）	実施	実施
	排水ポンプ場の整備（累計）	6/7 箇所	10/10 箇所
	内水ハザードマップの見直し	平成 28 年作成	見直し

施策分類

（2）農業水利施設の機能確保

【取組事項】 ①農業水利施設の整備

【施策分野】 農林 <農林課>

【脆弱性の評価】

農業用施設（水路、樋門、ダム等）は、雨水排水路としての役割も担っているが、老朽化が進んでおり、大雨等により損壊した場合、道路や家屋等に浸水被害を発生させるおそれがある。

【推進方針】

単市土地改良事業、小規模土地改良事業等の事業を活用し、計画的な水路や樋門等の修繕及び改修を実施し、農業用施設の機能保全・整備を図る。

また、適切な農業用施設の管理について、水利組合等に向けて周知を行う。

【取組事項】 ②ため池の老朽化対策

【施策分野】 老朽化対策 <農林課>

【脆弱性の評価】

災害により防災重点ため池が決壊した場合、下流に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、ため池の改修等の対策を講じる必要がある。

【推進方針】

災害による被害を未然に防止するため、ため池の改修及び機能保全を計画的に実施する。

また、農業用水として利用しなくなったため池については、地域の合意形成を基本としながら、廃止工事を実施する。

施策分類（2） 主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
補強工事を実施したため池数（累計）	1/1	地元要望により実施
廃止したため池数（累計）	0/4	9/9 池廃止（予定）

施策分類

（3）災害応急活動体制の確保

【取組事項】 ①水防体制の充実強化

【施策分野】 行政機能／消防／防災教育等 <建設課>

【脆弱性の評価】

豪雨災害が多発する中、地域において水防活動を担う水防団員（消防団員）の役割は重要性を増していることから、水防本部や水防管理団体との情報共有を図り、連絡体制を強化するとともに、水防活動を担う消防団員を対象として、水防技術の向上を図る訓練を実施するなど、水防体制の充実・強化を図る必要がある。

【推進方針】

水防本部や水防管理団体との重要水防箇所などの水防に関する情報共有や、連絡体制の強化を促進するとともに、水防活動を担う消防団員を対象として、水防工法などの技術向上を図る研修や訓練を実施するなど、水防体制の充実・強化を推進する。

【取組事項】 ②タイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務の推進

【施策分野】 行政機能／消防／防災教育等 <危機管理課>

【脆弱性の評価】

災害発生が予測される台風接近時等において、各防災関係機関が連携し、迅速で的確な対応が行えるよう、いつ、だれが、どのように、何をするかをあらかじめ明確にしておくタイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務を推進する必要がある。

【推進方針】

災害時職員初動マニュアル別冊井原市水害タイムラインを職員に周知し習熟を図るとともに、災害発生が予測される際には、各班において主体的に防災業務に取り組むことができるよう本タイムラインの活用を推進する。

また、機構改革や制度改正等で本タイムラインの改正が必要になった場合は、適宜改正する。

【取組事項】 ③消防本部の救助用車両・資機材の整備 「再掲」 1-1(5)① P25

【取組事項】 ④消防相互応援・広域応援体制の強化 「再掲」 1-1(5)② P26

【取組事項】 ⑤消防団の維持・強化 「再掲」 1-1(5)③ P26

【取組事項】 ⑥実践的な防災訓練の実施 「再掲」 1-1(5)④ P26

施策分類（3）	主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
	水防講習会の開催	未実施	年1回実施
	井原市水害タイムラインの見直し	作成（令和3年度）	適宜見直し

施策分類

（4）情報通信基盤・伝達体制の確保

【取組事項】 ①情報伝達手段の多様化 「再掲」1-1(6)① P27

施策分類

（5）防災意識の普及啓発・自主防災活動の活性化

【取組事項】 ①防災マップの更新及び適切な避難行動の普及啓発 **重点取組事項**

【施策分野】 リスクコミュニケーション <危機管理課>

【脆弱性の評価】

制度改正や災害リスク情報の変更 に 注視し、防災マップの定期的な更新を継続するとともに、市民が防災マップ等を活用し、災害リスクが高まった場合に、自らの判断で適切な避難行動をとるよう促す必要がある。

【推進方針】

災害リスクが高まった場合に、市民が自らの判断で適切な避難行動をとることができるよう、最新の防災マップへの更新を行う。

また、市政だより、広報誌、ホームページ、出前講座等、様々な機会を通じ、防災マップの認知度・理解度の向上を図る。

【取組事項】 ②ため池ハザードマップの作成推進 **重点取組事項**

【施策分野】 リスクコミュニケーション <農林課>

【脆弱性の評価】

決壊により下流に甚大な被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池について、決壊した場合の浸水想定区域や避難場所等を示すため池ハザードマップを作成し、普及啓発を図る必要がある。

【推進方針】

防災重点ため池 211 池（令和4年3月時点）について、大雨等により決壊した場合に備え、あらかじめ地域住民とワークショップを開催し、避難経路や避難場所を示したため池ハザードマップを順次作成・配布することで地域住民の避難体制を確立する。

【取組事項】 ③自主防災組織の設立・活性化支援 「再掲」1-1(7)① P27

【取組事項】 ④地域防災リーダーの育成の推進 「再掲」1-1(7)② P28

【取組事項】 ⑤防災意識の普及啓発・リスクの周知 「再掲」1-1(7)③ P28

施策分類（４） 主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
井原市防災マップの更新	更新済み (令和4年3月)	更新
ため池ハザードマップ作成済み池数	92/212 池	177/207 池

施策分類

（６）要配慮者対策・避難確保体制の整備

【取組事項】 ①要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進 **重点取組事項**

【施策分野】 リスクコミュニケーション <危機管理課>

【脆弱性の評価】

平成29年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、浸水想定区域と土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設）のうち、「井原市地域防災計画」に記載された施設は、「避難確保計画」の作成と「避難訓練」の実施が義務付けられた。

すべての施設において、「避難確保計画」の作成及び「避難訓練」の実施が行われるよう促進していく必要がある。

【推進方針】

「避難確保計画」の作成及び「避難訓練」の実施を着実に進めるため、庁内関係課や岡山県と連携し、施設管理者の「避難確保計画」の作成及び「避難訓練」の実施が具体的に進むよう指導・助言を行うとともに、個別説明会の開催等の支援に取り組む。

【取組事項】 ②災害時等避難行動要支援者個別プランの作成推進 **重点取組事項**

【施策分野】 リスクコミュニケーション <福祉課>

【脆弱性の評価】

自ら避難行動をとることが困難な高齢者や障害者を円滑に支援するための「避難行動要支援者名簿」の作成を進めなければ、災害時に逃げ遅れるおそれがある。

【推進方針】

地域の実情を踏まえ、行政と自主防災組織等が協働し、災害時支援が必要な高齢者や障害者に対し、避難行動要支援者ごとの個別プランの策定に取り組む。

【取組事項】 ③指定緊急避難場所の確保

【施策分野】 行政機能／消防／防災教育等 <危機管理課>

【脆弱性の評価】

災害時、市民等が緊急的に避難する指定緊急避難場所は、市内144か所（令和4年11月末時点）を指定しており、災害の種別（洪水、土砂、地震）により指定緊急避難場所としての利用を指定している。

大規模災害により多数の避難者が発生した場合や感染症対策の実施により、既存の指定緊急避難

場所だけでは避難者を収容できないおそれがある。

【 推 進 方 針 】

災害時、市民等の安全確保のため、災害の種別に応じた適切な指定緊急避難場所の指定を進めるとともに、施設管理者と施設の利用方法について協議を進める。

また、民間事業者との災害協定等により避難場所の確保に努める。

【 取 組 事 項 】 ④広域避難計画の検討

【 施 策 分 野 】 行政機能／消防／防災教育等 <危機管理課>

【脆弱性の評価】

近年では局地的な集中豪雨が多発しており、全国各地で河川が氾濫する豪雨災害の発生ケースが増えている。本市においても想定最大規模降雨（通称：L2）の発生も想定し、広域避難について検討する必要がある。

【 推 進 方 針 】

「岡山県災害時相互応援連絡協議会」での人的・物的支援をはじめとする広域避難に関する統一ルールの見直し結果を踏まえ、想定最大規模降雨（通称：L2）による広域避難についての調査・検討を行う。

施策分類（6）	主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率（浸水想定区域対象）	62.1%	100%
	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率（土砂災害警戒区域対象）	69.0%	100%
	災害時避難行動支援者個別プランの策定率	15%	100%
	協定による指定緊急避難場所の協定数（累計）	7 協定	10 協定

事態番号 1 - 3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
----------------------	-----------------------

施策分類	（1）農業水利施設の機能確保
-------------	----------------

【 取 組 事 項 】 ①ため池の老朽化対策 「再掲」 1 - 2 （2）② P31

施策分類

(2) 大規模盛土造成地調査の推進

- 【取組事項】 ①大規模盛土造成地調査の推進 「再掲」 1-1 (4) ① P25

施策分類

(3) 災害応急活動体制の確保

- 【取組事項】 ①消防本部の救助用車両・資機材の整備 「再掲」 1-1 (5) ① P25
- 【取組事項】 ②消防相互応援・広域応援体制の強化 「再掲」 1-1 (5) ② P26
- 【取組事項】 ③消防団の維持・強化 「再掲」 1-1 (5) ③ P26
- 【取組事項】 ④実践的な防災訓練の実施 「再掲」 1-1 (5) ④ P26
- 【取組事項】 ⑤タイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務の推進
「再掲」 1-2 (3) ② P32

施策分類

(4) 情報通信基盤・伝達体制の確保

- 【取組事項】 ①情報伝達手段の多様化 「再掲」 1-1 (6) ① P27

施策分類

(5) 防災意識の普及啓発・自主防災活動の活性化

- 【取組事項】 ①自主防災組織の設立・活性化支援 「再掲」 1-1 (7) ① P27
- 【取組事項】 ②地域防災リーダーの育成の推進 「再掲」 1-1 (7) ② P28
- 【取組事項】 ③防災意識の普及啓発・リスクの周知 「再掲」 1-1 (7) ③ P28
- 【取組事項】 ④防災マップの更新及び適切な避難行動の普及啓発
「再掲」 1-2 (5) ① P33
- 【取組事項】 ⑤ため池ハザードマップの作成推進 「再掲」 1-2 (5) ② P33

施策分類

(6) 要配慮者対策・避難確保体制の整備

- 【取組事項】 ①要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進
「再掲」 1-2 (6) ① P34
- 【取組事項】 ②災害時等避難行動要支援者個別プランの作成推進
「再掲」 1-2 (6) ② P34
- 【取組事項】 ③指定緊急避難場所の確保 「再掲」 1-2 (6) ③ P34

目標番号 2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
事態番号 2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
施策分類	(1) 水道施設の耐震化

【取組事項】 ①水道施設（配水池）の耐震化

【施策分野】 住宅・都市／情報通信 <上水道課>

【脆弱性の評価】

地震等の発生により、配水池に損壊等が発生し、給水が停止した場合には、市民生活や企業の経済活動に重大な支障が生じるため、引き続き耐震化工事を実施する必要がある。

【推進方針】

耐震化が完了していない配水池については、「井原市水道施設耐震化計画」に基づき、耐震化工事を実施し、給水の安定供給の体制を整える。

【取組事項】 ②水道施設（基幹管路）の耐震化

【施策分野】 住宅・都市／情報通信 <上水道課>

【脆弱性の評価】

水道施設の基幹管路の耐震化を進めなければ、地震等の発生により、各地で断水が生じるおそれがある。

【推進方針】

「基幹管路耐震化・更新計画」により、優先度に基づく計画的な更新を進め、給水の安定供給に取り組む。

施策分類（1）	主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
	配水池の耐震化率	54.8%	86.1%
	基幹管路耐震化率	8.5%	14.4%

施策分類	(2) 防災意識の普及啓発・自主防災活動の活性化
------	--------------------------

【取組事項】 ①家庭内備蓄の促進

【施策分野】 行政機能／消防／防災教育等 <危機管理課>

【脆弱性の評価】

「最低3日分、推奨1週間分」の食料、水、携帯トイレ、その他生活必需品の家庭内備蓄が進む

よう、様々な機会を通じて、普及啓発に取り組む必要がある。

【 推 進 方 針 】

ホームページ、広報誌、避難訓練、出前講座等、様々な機会を通じて、広く市民に家庭内備蓄の必要性を呼びかけ促進する。

【 取 組 事 項 】 ②自主防災組織の設立・活性化支援 「再掲」 1-1 (7) ① P27

【 取 組 事 項 】 ③防災意識の普及啓発・リスクの周知 「再掲」 1-1 (7) ③ P28

施策分類

(3) 物資調達・供給体制の整備

【 取 組 事 項 】 ①災害時備蓄食糧等の整備

【 施 策 分 野 】 行政機能／消防／防災教育等 <危機管理課>

【脆弱性の評価】

公的備蓄については、「岡山県災害時相互応援連絡協議会」で取りまとめた備蓄計画である「緊急物資等の備蓄・調達（南海トラフ地震想定）について」に基づく本市の目標備蓄量を引き続き確保するため、物資の適正管理と計画的な購入を進める必要がある。

【 推 進 方 針 】

本市の災害備蓄物資購入計画に基づき、岡山県の示す目標備蓄量を継続して確保するとともに、物資の適正管理や計画的な購入を進める。

また、岡山県の示す指定物資以外の物資についても、備蓄の必要性を検討する。

【 取 組 事 項 】 ②物資供給体制の整備

【 施 策 分 野 】 官民連携 <危機管理課>

【脆弱性の評価】

ライフラインの遮断、交通網の途絶、運送能力の縮小等により、避難所等への食料や飲料水、生活物資等の供給ができないおそれがある。

【 推 進 方 針 】

備蓄物資の防災備蓄倉庫への集中備蓄と各支所及び各指定避難所への分散備蓄を継続して実施する。

また、「岡山県災害時相互応援連絡協議会」、「岡山県支援物資物流体制強化検討協議会」等との災害時の相互応援体制について、連絡・要請等の手順等を定期的に確認するとともに、「物資調達・輸送調整等支援システム」の操作訓練に継続して参加し実効性を高める。

施策分類（3） 主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
岡山県の示す本市の目標備蓄量の確保率	100%	100%
市の感染症対策指針で定める感染症対策物資の備蓄量の確保率	100%	100%
「物資調達・輸送調整等支援システム」の操作ができる防災担当課以外の職員数（累計）	0人	10人

施策分類

（4）災害協定締結団体との連携

【取組事項】 ①災害協定締結団体との連携

【施策分野】 交通・物流 <建設課・農林課>

【脆弱性の評価】

災害時には、災害対応や復旧・復興を担う人材・資機材等が不足し、障害物の除去や応急復旧等の遅れにつながるおそれがあるため、必要な人材や資機材を確保する必要がある。

【推進方針】

災害時の迅速な道路啓開や河川の応急復旧等に対応するため、地域の建設業団体等との応援協力体制を継続的に確保するとともに、新たな災害協定の締結を検討する。

また、支援・受援の内容や実施手順及び役割分担を具体化するとともに、訓練等の実施により協定の実効性を高めるなど、防災体制の強化を図る。

施策分類（4） 主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
災害協定先との協定運用に係る確認	1回/年	1回/年

施策分類

（5）燃料調達体制の確保

【取組事項】 ①防災拠点等への燃料調達体制の確保

【施策分野】 官民連携 <危機管理課>

【脆弱性の評価】

防災拠点となる市本庁舎や消防庁舎等において、商用電力からの電力供給が途絶えた場合、防災拠点としての機能が維持できないおそれがあり、対策を行う必要がある。

【推進方針】

市本庁舎等については、井原市並びに井原地区消防組合は、岡山県石油商業組合井原支部と燃料等の供給に関する協定を締結しており、円滑に燃料等の優先供給が行われるよう、連絡・要請等の手順を定期的に確認し、実効性を高める。

また、岡山県における「災害時燃料供給施設」、「災害時における電源車の要請施設リスト」への

登録を行う。

【取組事項】 ②市公用車への燃料調達体制の確保

【施策分野】 官民連携 <危機管理課>

【脆弱性の評価】

災害時には、市公用車への燃料供給が途絶え、災害応急・復旧活動に支障が生じるおそれがあり、対策を行う必要がある。

【推進方針】

岡山県石油商業組合井原支部と、燃料等の供給に関する協定を締結しており、円滑に燃料の優先供給が行われるよう、連絡・要請等の手順を定期的を確認し、実効性を高める。

【取組事項】 ③消防・消防団車両への燃料調達体制の確保

【施策分野】 官民連携 <危機管理課・井原地区消防組合警防課>

【脆弱性の評価】

災害時には、井原地区消防組合及び井原市消防団の車両への燃料供給が途絶え、災害応急・救助活動に支障が生じるおそれがあり、対策を行う必要がある。

【推進方針】

井原地区消防組合及び井原市消防団の車両については、井原市並びに井原地区消防組合は、岡山県石油商業組合井原支部と燃料等の供給に関する協定を締結しており、円滑に燃料等の優先供給が行われるよう、連絡・要請等の手順を定期的を確認し、実効性を高める。

また、井原地区消防組合においては、必要とする燃料の貯蔵量等を精査し、危険物貯蔵場所の整備についても検討を行う。

【取組事項】 ④緊急用 LP ガス調達に係る連携の強化

【施策分野】 官民連携 <危機管理課>

【脆弱性の評価】

災害時には、電力や燃料供給が途絶え被災者や避難者の救助活動に支障が生じるおそれがあり、対策を行う必要がある。

【推進方針】

岡山県LPガス協会井原支部との間で、災害時におけるLPガスの供給に関する協定を締結しており、連絡・要請等の手順を定期的を確認し、実効性を高める。

施策分類（5）	主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
	燃料等の供給に係る災害協定先との協定運用に係る確認	1回/年	1回/年
	LP ガスの供給に係る災害協定先との協定運用に係る確認	1回/年	1回/年

事態番号

2-2

多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

施策分類

(1) 道路交通網の整備

【取組事項】 ①道路交通基盤網の整備 **重点取組事項**

【施策分野】 交通・物流 <建設課>

【脆弱性の評価】

交通難所の解消に向け効率的な道路整備に努めているが、災害時には集落へ接続する道路が通行不能となり、孤立集落が同時発生するおそれがあるため、計画的に整備を進める必要がある。

【推進方針】

国道、県道や農林道等の管理者と連携しながら、地域の実情を踏まえて緊急性の高い交通難所から計画的に整備を進める。

【取組事項】 ②生活道路基盤網の整備

【施策分野】 交通・物流 <建設課>

【脆弱性の評価】

災害時において生活道路は、市民の避難路や物資の輸送路等として活用することとなるが、幅員が狭小で離合困難な区間もあり、緊急時の移動等に支障が生じるおそれがある。

【推進方針】

引き続き地権者の協力を得ながら狭小な幅員の道路改良を行うことにより、緊急車両等の通行困難な地域の解消及び孤立集落等の防止に努める。

【取組事項】 ③道路の防災対策 **重点取組事項**

【施策分野】 交通・物流 <建設課>

【脆弱性の評価】

道路機能維持及び安全確保のため、幹線道路等で対策が必要な箇所から防災対策を進めているが、近年は大雨により法面崩落が相次いでおり、道路防災対策の取組を強化・推進する必要がある。

【推進方針】

幹線道路のみならず対策が必要な道路の危険度の高い箇所については、計画的に防災対策を実施し、法面崩落等による地域交通ネットワークの分断の防止に取り組む。

【取組事項】 ④農道及び林道の整備

【施策分野】 農林 <農林課>

【脆弱性の評価】

農道及び林道は、未整備区間や幅員狭小区間もあり、災害時における物資の輸送路や迂回路として活用できるよう計画的な整備に取り組む必要がある。

【推進方針】

農道及び林道について、安心して通行できるよう計画的な修繕及び整備を実施する。
また、道路の被災そのものを低減するため、沿線の保全や適正な維持管理に取り組む。

【取組事項】 ⑤橋梁の長寿命化対策 「再掲」 1-1(3)① P24

施策分類(1)	主な指標の名称・内容	現状値(R3)(2021)	目標値(R9)(2027)
1種(1級・2級)市道改良率 (幅員4.5m以上)		72.1%	72.3%
地方創生道整備推進交付金事業対象路線の整備		0/4路線	4/4路線
社会資本整備総合交付金事業対象路線の整備		0/1路線	1/1路線
社会資本整備総合交付金事業対象路線の防災対策		4/19箇所	19/19箇所
地方創生道整備推進交付金事業 林道整備工事		3/4路線	4/4路線

施策分類

(2) 災害応急活動体制の確保

【取組事項】 ①県消防防災ヘリコプターの活用

【施策分野】 行政機能/消防/防災教育等 <危機管理課>

【脆弱性の評価】

災害時には、交通網の遮断等により孤立集落等が発生するおそれがあり、空からの救助や物資の輸送についての対策を講じておく必要がある。

【推進方針】

交通網の遮断等による孤立集落等の発生を想定し、県消防防災ヘリコプターの要請方法等を確認しておくとともに、物資輸送や救急搬送の想定訓練を定期的実施する。

施策分類(2)	主な指標の名称・内容	現状値(R3)(2021)	目標値(R9)(2027)
県消防防災ヘリコプターの活用に係る確認		未実施	1回/年

施策分類

(3) 防災意識の普及啓発・自主防災活動の活性化

【取組事項】 ①自主防災組織の設立・活性化支援 「再掲」 1-1(7)① P27

【取組事項】 ②防災意識の普及啓発・リスクの周知 「再掲」 1-1(7)③ P28

施策分類

(4) 災害協定締結団体との連携

【取組事項】 ①災害協定締結団体との連携 「再掲」 2-1 (4) ① P39

事態番号

2-3

消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

施策分類

(1) 防災拠点等の機能強化・維持

【取組事項】 ①消防庁舎の非常用電源の確保

【施策分野】 行政機能／消防／防災教育等 <井原地区消防組合総務課>

【脆弱性の評価】

防災拠点となる井原消防署、芳井分駐所、美星分駐所において、商用電力からの電力供給が途絶えた場合、救助通報（119番）の送受信ができなくなり、緊急車両の的確な運用ができず、救助の遅延が発生するおそれがある。

【推進方針】

停電時においても、救助活動の拠点としての機能を確保するため、既存の非常用発電設備の維持管理に取り組む。

また、平成28年2月に内閣府から示された「外部からの電源供給なしでの非常用電源72時間稼働」について、手法の検討を行う。

【取組事項】 ②消防庁舎の維持管理 「再掲」 1-1 (2) ③ P23

施策分類

(2) 災害応急活動体制の確保

【取組事項】 ①消防本部通信設備の維持

【施策分野】 行政機能／消防／防災教育等 <井原地区消防組合警防課>

【脆弱性の評価】

消防救急無線は、平成25年にデジタル化対応しているが、老朽化により消防・救助活動に支障が生じるおそれがある。

また、平成17年に整備した高機能指令システムも老朽化しており、維持補修が必要である。

【推進方針】

消防救急デジタル無線及び高機能指令システムの機能低下を防止するための維持補修や部品交換を行い、消防・救助活動に係る情報通信体制を確保する。

【取組事項】 ②救急救助体制の整備

【施策分野】 人材育成 <井原地区消防組合警防課>

【脆弱性の評価】

災害時には、多数の要救助者が発生する可能性があり、消防署の救急救命士が不足することにより、救急医療が実施できないおそれがある。

【推進方針】

災害時の救急救助体制の更なる充実を図るため、救急救命士と指導救命士の継続的な育成と補充に取り組む。

【取組事項】 ③消防本部の救助用車両・資機材の整備 「再掲」 1-1 (5) ① P25

【取組事項】 ④消防相互応援・広域応援体制の強化 「再掲」 1-1 (5) ② P26

【取組事項】 ⑤消防団の維持・強化 「再掲」 1-1 (5) ③ P26

施策分類 (2)	主な指標の名称・内容	現状値 (R3) (2021)	目標値 (R9) (2027)
	高機能指令システムの更新	一部更新	全部更新
	救急救命士の養成 (累計)	29名	32名
	指導救命士の養成	2名	2名

施策分類

(3) 防災意識の普及啓発・自主防災活動の活性化

【取組事項】 ①地区防災計画の作成促進

【施策分野】 リスクコミュニケーション <危機管理課>

【脆弱性の評価】

大規模災害時には、行政や消防等の公的支援が行き届かないことも想定し、地域の自発的な防災活動が活性化するように、地区防災計画の作成を促進する必要がある。

【推進方針】

岡山県内での地区防災計画等の作成促進を目的として設立した「岡山県地区防災計画等作成推進協議会」でのモデル事業の活用を計画作成に意欲を持つ地区に対し呼びかけることで、地区防災計画の取組みを促進する。

また、地域での地区防災計画の作成を支援するため、市のひな型を作成する。

【取組事項】 ②自主防災組織の設立・活性化支援 「再掲」 1-1 (7) ① P27

【取組事項】 ③地域防災リーダーの育成の推進 「再掲」 1-1 (7) ② P28

【取組事項】 ④防災意識の普及啓発・リスクの周知 「再掲」 1-1 (7) ③ P28

施策分類（3） 主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
地区防災計画の作成に取り組む地区数	なし/13地区	13地区/13地区
地区防災計画のひな型作成	未作成	作成

事態番号 2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
--------------------	---

施策分類	（1）防災拠点等の機能強化・維持
-------------	-------------------------

【取組事項】 ①医療施設の非常用電源の確保

【施策分野】 保健医療・福祉 <井原市民病院>

【脆弱性の評価】

市民病院において、商用電力からの電力供給が途絶えた場合、医療設備等が停止し、医療機関としての機能が確保できないおそれがある。

【推進方針】

停電時においても、病院としての機能を確保するため、既存の非常用発電設備の維持管理に取り組む。

また、平成28年2月に内閣府から示された「外部からの電源供給なしでの非常用電源72時間稼働」について、手法の検討を行う。

【取組事項】 ②医療施設の維持管理 「再掲」1-1(2)⑥ P24

施策分類	（2）地域医療の確保
-------------	-------------------

【取組事項】 ①地域医療の確保

【施策分野】 保健医療・福祉 <健康医療課>

【脆弱性の評価】

災害時には、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺が起こるおそれがある。

【推進方針】

災害時においても、地域での医療提供が可能となるよう、岡山県や圏域の市町と連携しながら地域医療の確保に努める。

施策分類

(3) 災害協定締結団体との連携

【取組事項】 ①災害協定締結団体との連携 「再掲」 2-1 (4) ① P39

事態番号

2-5

想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

施策分類

(1) 防災意識の普及啓発・自主防災活動の活性化

【取組事項】 ①一斉帰宅の抑制

【施策分野】 リスクコミュニケーション <危機管理課>

【脆弱性の評価】

事業者等に対し、大規模災害時において帰宅困難者を極力発生させないよう、従業員や顧客を社内等に留める体制整備についての普及啓発に取り組む必要がある。

【推進方針】

事業者等に対し、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、「むやみな移動開始」を抑止し、従業員や顧客等を一定期間滞在させる対策や、そのための食料・飲料水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を実施する。

施策分類 (1)	主な指標の名称・内容	現状値 (R3) (2021)	目標値 (R9) (2027)
	普及啓発に係る市 HP の作成	未作成	適宜見直し

施策分類

(2) 物資調達・供給体制の整備

【取組事項】 ①災害時備蓄食糧等の整備 「再掲」 2-1 (3) ① P38

【取組事項】 ②物資供給体制の整備 「再掲」 2-1 (3) ② P38

施策分類

(3) 公共交通の機能確保

【取組事項】 ①公共交通の機能確保

【施策分野】 交通・物流 <企画振興課>

【脆弱性の評価】

公共交通機関の被災により、地域の公共交通体系の確保ができず、市民生活に影響が生じるおそ

れがある。

【 推 進 方 針 】

災害が発生した場合でも、公共交通機関の早期復旧、代替輸送が効率的に行われるよう、関係事業者間での連携を促進し、市民の交通手段を確保する。

事態番号
2 - 6

被災地における感染症等の大規模発生

施策分類

(1) 下水道施設の機能確保

【 取 組 事 項 】 ①下水道施設の耐震化・機能強化

【 施 策 分 野 】 住宅・都市／情報通信 <下水道課>

【脆弱性の評価】

下水処理場及び中継ポンプ場等の下水道施設については、供用開始以来使用している設備が多く、老朽化が進んでいるだけでなく耐震性能が不足している施設があり、地震等の発生による施設の損壊等により排水機能が低下し、市民生活や企業活動に重大な支障が生じるおそれがある。

【 推 進 方 針 】

災害時の汚水処理機能の確保に向け、「ストックマネジメント計画」に基づき、老朽化した施設の改修・更新や耐震化、また増加する汚水量に対応するため、施設増設等の機能強化に取り組む。

【 取 組 事 項 】 ②下水道普及率の促進

【 施 策 分 野 】 住宅・都市／情報通信 <下水道課>

【脆弱性の評価】

汚水処理施設の未整備地区があり、衛生的で快適な生活環境を創出するため、引き続き下水道整備を促進する必要がある。

【 推 進 方 針 】

「キラリ輝く自然豊かな清流のまちづくり計画」に基づき、国が示す令和8(2026)年度末までの汚水処理施設概成に向け、管路整備を推進し、災害による感染症の発生や拡大の防止を図る。

【 取 組 事 項 】 ③下水道管路施設の老朽化対策

【 施 策 分 野 】 老朽化対策 <下水道課>

【脆弱性の評価】

公共下水道の供用開始から30年以上が経過し、老朽化や地震等の発生に伴う管路施設の破損が懸念され、必要な排水能力が確保できなくなるとともに、道路に陥没等を発生させ交通阻害を起こすおそれがあり、管路施設の老朽化対策や地震対策に取り組む必要がある。

【推進方針】

下水管路施設について、定期的な点検・調査を実施し、必要な更生・更新等の老朽化対策及び機能健全化に取り組む。

また、地震等の発生に備え、基幹施設である下水処理施設を含め管路施設の耐震化対策等の検討を進める。

施策分類（1）	主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
	下水道施設の耐震化率	57.1%	71.4%
	汚水処理人口普及率	77.0%	83.4%
	管渠等診断調査率（累計）	67.6%	100%

施策分類

（2）感染症対策

【取組事項】 ①予防接種の促進

【施策分野】 保健医療・福祉 <健康医療課>

【脆弱性の評価】

被災地においては、不衛生な環境等により感染症等が発生・拡大するおそれがある。

【推進方針】

平時からの予防接種の実施によって、感染のおそれのある疾病の発生・拡大を予防する。

【取組事項】 ②感染症予防マニュアルの作成推進

【施策分野】 保健医療・福祉 <健康医療課>

【脆弱性の評価】

災害が発生した際、地域及び避難所に感染症等が発生・拡大し、被災者の自立や被災地の復興の遅れにつながるおそれがある。

【推進方針】

被災地及び避難所での感染症の発生・拡大を防止するための感染症予防マニュアルを作成する。

【取組事項】 ③避難所での感染症対策 **重点取組事項**

【施策分野】 保健医療・福祉 <危機管理課>

【脆弱性の評価】

過密状態となるおそれがある避難所での集団生活では、適切な感染予防対策を実施しなければ、ウイルスや細菌等による集団感染が発生・拡大するおそれがある。

【推進方針】

感染症の予防対策については、日頃からの普及啓発に取り組むとともに、避難所での感染拡大を防止するため、感染症対策を盛り込んだマニュアル等の改定や感染拡大を防止するために必要とな

第4章 脆弱性の評価と推進方針

る衛生用品等の備蓄、感染症対策を踏まえた職員の対応力向上のための避難所開設運営訓練等に取り組む。

施策分類（2）	主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
	BCG 予防接種率	100%	100%
	インフルエンザ予防接種率	63%	100%
	感染症予防マニュアルの作成	未作成	作成
	避難所における新型コロナウイルス等感染症対策指針の見直し	策定済み (令和2年度)	適宜見直し
	職員向け避難所開設・運営訓練等の実施	1回/年	1回/年

事態番号
2-7

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

施策分類

(1) 要配慮者対策・避難確保体制の整備

【取組事項】 ①福祉避難所の指定・協定締結の推進

【施策分野】 保健医療・福祉 <福祉課・介護保険課>

【脆弱性の評価】

災害により避難が必要となった場合、福祉的配慮が必要となる高齢者や障害者等の要配慮者の避難の受入れ体制として、福祉避難所の開設協定を社会福祉施設等と締結している。

しかしながら、受入れ人数には制限があり、福祉避難所への避難が必要と判断される要配慮者が多数となる場合は、受入れできないおそれがある。

【推進方針】

円滑な福祉避難所の設置、運営が行われるよう、社会福祉施設等を運営している事業者に対して、福祉避難所としての協定締結を推進する。

【取組事項】 ②心のケア体制の整備

【施策分野】 保健医療・福祉 <健康医療課>

【脆弱性の評価】

災害が発生した場合、被災等によるストレスにより生活に支障を来すおそれがある。

また、被災後の生活環境の変化等により、メンタルヘルスの不調に見舞われるおそれがある。

【推進方針】

災害によるストレスへの対応を含めた心の健康支援が適切に実施できるよう、平時よりメンタルヘルス相談窓口を設置し、市民に周知するとともに、災害時には保健師で構成する「心のケアチー

ム]として対応する。

また、岡山県や他市町と連携しながら、相談体制の確保を図る。

施策分類（1） 主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
協定による福祉避難所数（累計）	16 施設	協定締結の推進
ゲートキーパー養成講座の実施	年 2 回実施	毎年実施

施策分類

（2）物資調達・供給体制の整備

【取組事項】 ①災害時備蓄食糧等の整備 「再掲」2-1(3)① P38

施策分類

（3）感染症対策

【取組事項】 ①予防接種の促進 「再掲」2-6(2)① P48

【取組事項】 ②感染症予防マニュアルの作成推進 「再掲」2-6(2)② P48

【取組事項】 ③避難所での感染症対策 「再掲」2-6(2)③ P48

施策分類

（4）避難所運営の円滑化

【取組事項】 ①避難所運営の円滑化

【施策分野】 保健医療・福祉 <危機管理課>

【脆弱性の評価】

大規模災害が発生した場合、指定避難所の早期開設や運営を行政だけで行うことは困難である。

また、感染症対策などの衛生管理に配慮した運営を円滑に進めるためには、各地域の「指定避難所の運営マニュアル」を作成する必要がある。

【推進方針】

大規模災害時、各地域の指定避難所の早期開設や感染症対策などの衛生管理にも配慮した運営が円滑に行われるように、各地域の「指定避難所運営マニュアル」の作成に取り組む。

施策分類（4） 主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
各指定避難所の運営マニュアル作成地区数	8/13 地区	13/13 地区

目標番号 3	必要不可欠な行政機能は確保する
事態番号 3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
施策分類	(1) 警察機能の確保

【取組事項】 ①警察機能の確保（県主体の取組）

【施策分野】 行政機能／消防／防災教育等 <岡山県>

【脆弱性の評価】

警察署等の庁舎について、耐震化や機能強化等の対策を進めなければ、災害時に被災により警察機能が低下し、治安の低下を招くおそれがある。

【推進方針】

警察署等の庁舎について、被災による警察機能の低下を防止するため、計画的な耐震化や機能強化等の対策を進める。

施策分類	(2) 交通施設の整備
------	-------------

【取組事項】 ①信号機の非常用電源対策（県主体の取組）

【施策分野】 交通・物流 <岡山県>

【脆弱性の評価】

災害の発生により信号機の機能が失われた場合、交通に混乱が生じ、消防隊等の緊急車両の通行への支障や重大な交通事故が発生するおそれがある。

【推進方針】

災害の発生により信号機の機能が失われた場合、重大な交通事故の発生等のおそれがあることから、電源付加装置付き信号機等の整備を図る。

【取組事項】 ②信号機の老朽化対策（県主体の取組）

【施策分野】 交通・物流 <岡山県>

【脆弱性の評価】

老朽化未対応の機器については、計画的に解消を図っていく必要がある。

【推進方針】

災害時においても信号機の機能が確実に維持・確保されるよう、計画的に機器等の更新整備を実施する。

施策分類

(3) 地域コミュニティの強化

【取組事項】 ①防犯体制の充実強化

【施策分野】 リスクコミュニケーション <市民活動推進課>

【脆弱性の評価】

災害時における地域の安全確保には自主防犯組織の自主的な活動が必要であることから、平時から自主防犯組織の活動に対し支援を行い、地域の防犯体制の充実・強化を図るとともに、警察などの関係機関と連携を図り、災害時に起こり得る消費者被害に遭わないよう、啓発に取り組む必要がある。

【推進方針】

日常の犯罪抑止並びに災害時（夜間）に安全な避難ができるよう、引き続き、必要な箇所への防犯カメラやLED防犯灯の設置を促進するとともに、防犯資機材の整備等への支援に取り組む。

また、緊急告知端末器「お知らせくん」等により、災害時に起こり得る消費者トラブルについて、重点的に啓発を行い被害の未然防止に努める。

施策分類 (3) 主な指標の名称・内容	現状値 (R3) (2021)	目標値 (R9) (2027)
地区単位での自主防犯組織結成数 (累計)	10/13 地区	13/13 地区

事態番号

3-2

市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

施策分類

(1) 防災拠点等の機能強化・維持

【取組事項】 ①本庁舎、支所の非常用電源の確保

【施策分野】 行政機能／消防／防災教育等 <総務課・美星振興課>

【脆弱性の評価】

防災拠点となる市本庁舎、芳井支所、美星支所において、商用電力からの電力供給が途絶えた場合、応急対応活動や情報発信等が実施できなくなり、被害が拡大するおそれがある。

【推進方針】

停電時においても、応急対応活動等の防災拠点としての機能を確保するため、既存の非常用発電設備の維持管理に取り組む。

また、平成28年2月に内閣府から示された「外部からの電源供給なしでの非常用電源72時間稼働」について、対応していない市本庁舎及び美星支所において手法の検討を行う。

【取組事項】 ②公共施設等マネジメントの推進 「再掲」1-1(2)① P22

- 【取組事項】 ③本庁舎、支所の維持管理 「再掲」 1-1 (2) ② P23
- 【取組事項】 ④消防庁舎の維持管理 「再掲」 1-1 (2) ③ P23
- 【取組事項】 ⑤消防庁舎の非常用電源の確保 「再掲」 2-3 (1) ① P43

施策分類

(2) 防災意識の普及啓発・自主防災活動の活性化

- 【取組事項】 ①自主防災組織の設立・活性化支援 「再掲」 1-1 (7) ① P27
- 【取組事項】 ②地域防災リーダーの育成の推進 「再掲」 1-1 (7) ② P28
- 【取組事項】 ③地区防災計画の作成促進 「再掲」 2-3 (3) ① P44

施策分類

(3) 業務継続体制の整備

- 【取組事項】 ①災害対策本部組織体制の強化
- 【施策分野】 行政機能／消防／防災教育等 <危機管理課>

【脆弱性の評価】

災害対策本部は、災害が発生した場合、応急対策を的確かつ迅速に実施する庁内体制であり、平時から訓練等を通じ職員一人ひとりが従事すべき業務等の内容を十分に理解し、確実に行動する必要がある。

また、訓練等を通じ既存の庁内体制が機能するかを検証し、必要に応じ見直すほか、職員の被災状況や参集状況に応じた対策も講じていなければ、災害時に迅速・的確な応急対策が実施できないおそれがある。

【推進方針】

災害対策本部組織体制の強化を図るため、定期的に訓練を実施し、職員の災害対応能力を向上させるとともに、必要に応じ庁内体制の見直しを実施する。

また、大規模災害時における職員の安否確認や参集状況の把握方法について調査研究する。

- 【取組事項】 ②感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化

- 【施策分野】 行政機能／消防／防災教育等 <危機管理課>

【脆弱性の評価】

新型コロナウイルス感染症等の流行時には、災害対策本部機能を分散化し、情報を共有できる体制を整備していなければ、市職員に感染が拡大し、応急対策に支障が生じるおそれがある。

【推進方針】

応急対策を実施する市災害対策本部や市職員の感染リスクを軽減させるため、新型コロナウイルス感染症等の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報を共有できる体制の確保に取り組む。

【取組事項】 ③井原市業務継続体制の充実

【施策分野】 行政機能／消防／防災教育等 <総務課>

【脆弱性の評価】

平成30年4月に策定した「井原市業務継続計画（BCP）」に基づき、大規模災害時においても速やかな応急対策業務等が行えるよう、定期的な見直しを行い計画の充実を図る必要がある。

また、職員一人ひとりがその内容を十分に理解し、非常時に実際に行動できるよう、平時から災害対応への意識を高める必要がある。

【推進方針】

計画の実効性を確認しながら、感染症対策の観点も踏まえ、計画の内容を随時見直し、内容の充実を図るとともに職員への周知を行う。

【取組事項】 ④受援体制の整備 **重点取組事項**

【施策分野】 行政機能／消防／防災教育等 <危機管理課>

【脆弱性の評価】

大規模災害時には、応急・復旧対応業務及び継続する必要性の高い通常業務を継続していく必要があり、人員が不足するおそれがある。

近年の大規模災害においては、他の地方公共団体等から多くの応援職員等が派遣される体制が構築されており、こうした人的支援を円滑に受け入れるための体制整備に取り組む必要がある。

【推進方針】

大規模災害時に、被災による行政機能の大幅な低下を来たさないよう、迅速に他の地方公共団体等からの応援を受け入れる手順等を定めた「受援計画」の策定に取り組む。

【取組事項】 ⑤基幹系システムのデータ保護

【施策分野】 行政機能／消防／防災教育等 <総務課・各システム運用担当課>

【脆弱性の評価】

基幹系システムの大半のデータは、庁舎内でバックアップを行っているが、大規模災害により基幹システムが被害を受け、データが破損した場合、行政サービスが停止するおそれがある。

【推進方針】

既に庁舎外でのバックアップ体制を構築しているシステムについては、情報セキュリティを確保したうえで運用を継続し、未対応の基幹系システムについては、仕組みづくり等の検討を行う。

【取組事項】 ⑥自治体の人材育成の推進

【施策分野】 人材育成 <税務課・都市施設課>

【脆弱性の評価】

被災者の生活再建支援には、罹災証明書の交付のための住家被害認定調査や二次被害を軽減・防止し市民の安全を確保するための被災住宅及び宅地の危険度判定の実施が必要となるが、大規模災害が発生した場合や災害が発生する時期によっては、人手不足が予測され迅速な調査が行えず被災者支援等が遅延するおそれがある。

【 推 進 方 針 】

岡山県が開催する住家被害認定研修、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士養成研修に参加し、当該業務に精通した複数の人材の育成に取り組む。

施策分類（3） 主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
職員実動訓練の実施	水害 1回/年 地震 未実施	水害 1回/年 地震 1回/年
岡山県図上防災訓練への参加	2回/年（全参加）	2回/年（全参加）
災害対策本部リモート会議設営訓練の実施	未実施	1回/年
井原市業務継続体制の検証及び見直し	未着手	検証及び見直し
受援計画の策定	未策定	策定
住家被害認定調査員研修の受講者数（累計）	2人	24人
被災建築物応急危険度判定士の養成	3人（建築士資格必要）	現状維持

目標番号 4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
事態番号 4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
施策分類	(1) 防災拠点等の機能強化・維持

【取組事項】 ①消防庁舎の非常用電源の確保 「再掲」 2-3 (1) ① P43

【取組事項】 ②本庁舎、支所の非常用電源の確保 「再掲」 3-2 (1) ① P52

施策分類	(2) 情報通信基盤・伝達体制の確保
------	--------------------

【取組事項】 ①情報通信基盤設備の再構築 重点取組事項

【施策分野】 住宅・都市／情報通信 <総務課>

【脆弱性の評価】

情報通信の基盤である地元 CATV 通信網のうち、芳井地区・美星地区を中心としたエリアは本市が整備しているが、耐用年数を経過し、設備の不具合等により緊急情報の発信ができなくなるおそれがあり、再整備を計画的に進める必要がある。

【推進方針】

情報伝達手段である緊急告知端末器「お知らせくん」及び地元 CATV による情報発信が停止するリスクを低減させるため、芳井地区・美星地区の通信網の光ケーブルによる再構築に取り組む。

【取組事項】 ②通信事業者における災害時の通信確保の取組の促進

【施策分野】 住宅・都市／情報通信 <総務課>

【脆弱性の評価】

市内通信事業者である井原放送株式会社が被災した場合、市内 CATV・インターネットが停止し、市民はこれらを利用した情報の受取が出来なくなるおそれがある。

また行政ネットワーク関係も井原放送株式会社を経由しているため、通信ができなくなるおそれがある。

【推進方針】

通信事業者における計画的な関連施設の耐災害性の向上や、平時からの被災時の早期復旧に必要な人材、人員の確保、電気事業者等との連携強化、非常用発電機の整備など、災害時の通信確保の取組を促進する。

施策分類（2） 主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
光ケーブルによるエリアカバー率	96%	100%
通信事業者の災害時における通信確保のための運営体制の確認（年1回）	未実施	実施

事態番号 4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
-------------	------------------------------------

施策分類	（1）情報通信基盤・伝達体制の確保
------	-------------------

【取組事項】 ①災害時における公衆無線LAN環境の確保

【施策分野】 住宅・都市／情報通信 <総務課・観光交流課>

【脆弱性の評価】

災害時の避難場所等に公衆無線LAN環境がない場合、市民等が円滑にスマートフォン等から情報収集を行えないおそれがある。

【推進方針】

災害時に市民等がスマートフォン等からの情報収集を円滑に行えるよう、市庁舎や災害時に避難場所となる公共施設を中心に、公衆無線LAN環境を維持する。

【取組事項】 ②情報伝達手段の多様化 「再掲」1-1（6）① P27

【取組事項】 ③情報通信基盤設備の再構築 「再掲」4-1（2）① P56

【取組事項】 ④通信事業者における災害時の通信確保の取組の促進
「再掲」4-1（2）② P56

施策分類（1） 主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
災害時にも使用可能な公衆無線LANの安定的な維持管理	安定的な維持管理	安定的な維持管理

事態番号
4-3

災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

施策分類

(1) 情報通信基盤・伝達体制の確保

【取組事項】 ①全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用

【施策分野】 住宅・都市／情報通信 <危機管理課>

【脆弱性の評価】

緊急地震速報や気象に係る特別警報等の重要情報を国から直接受信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）について、緊急告知端末器「お知らせくん」に自動連動させ、迅速に市民に情報伝達するための運用訓練を定期的実施し、確実な情報伝達体制を確保する必要がある。

【推進方針】

有事の際、全国瞬時警報システム（J-ALERT）で配信される情報を迅速かつ確実に市民に伝達するため、定期的実施される情報伝達訓練に参加する。

また、安定稼働のため設備の維持管理に取り組むとともに、緊急告知端末器「お知らせくん」以外の伝達手段による多重化について調査研究を行う。

【取組事項】 ②情報伝達手段の多様化 「再掲」1-1(6)① P27

施策分類(1)	主な指標の名称・内容	現状値(R3)(2021)	目標値(R9)(2027)
	J-ALERTによる情報伝達訓練への参加	5回/年(全参加)	6回/年(全参加)
	J-ALERTによる情報伝達の多重化	未対応	調査・研究

施策分類

(2) 防災意識の普及啓発・自主防災活動の活性化

【取組事項】 ①防災教育の推進 **重点取組事項**

【施策分野】 行政機能／消防／防災教育等 <学校教育課>

【脆弱性の評価】

児童生徒等が登園・登校している時間帯に災害が発生した場合、一人ひとりが的確な避難行動を取らなければ、混乱をきたし、二次災害が発生するおそれがある。

【推進方針】

全ての学校園において、火災や地震を想定した避難訓練、幼稚園及び小学校においては保護者への引き渡し訓練を継続して実施する。

また、職員、園児児童生徒等が本市の災害リスクや災害に係る情報を正しく理解し、的確な避難行動が行えるよう防災教育の充実を図る。

【取組事項】 ②防災意識の普及啓発・リスクの周知 「再掲」1-1(7)③ P28

【取組事項】 ③防災マップの更新及び適切な避難行動の普及啓発
「再掲」1-2(5)① P33

【取組事項】 ④地区防災計画の作成促進 「再掲」2-3(3)① P44

施策分類(2)	主な指標の名称・内容	現状値(R3)(2021)	目標値(R9)(2027)
	防災ワークシートを活用した防災教育の実施	0%	100%

施策分類

(3) 要配慮者対策・避難確保体制の整備

【取組事項】 ①外国人等に対する情報伝達の促進

【施策分野】 リスクコミュニケーション <観光交流課・危機管理課>

【脆弱性の評価】

災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が発生するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策に取り組む必要がある。

【推進方針】

既に発行している外国人向けの災害や防災に関する解説パンフレットについて、掲載内容の更新や対応言語の拡充に引き続き取り組むとともに、多言語対応による情報発信アプリ「Safety tips」などスマートフォン等の電子媒体を活用した情報媒体の紹介等、外国人が災害関連情報を入手しやすい環境の整備に努める。

【取組事項】 ②要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進
「再掲」1-2(6)① P34

【取組事項】 ③災害時等避難行動要支援者個別プランの作成推進
「再掲」1-2(6)② P34

【取組事項】 ④指定緊急避難場所の確保 「再掲」1-2(6)③ P34

【取組事項】 ⑤福祉避難所の指定・協定締結の推進 「再掲」2-7(1)① P49

施策分類(3)	主な指標の名称・内容	現状値(R3)(2021)	目標値(R9)(2027)
	外国人向け災害・防災情報のパンフレットの更新	令和2年度作成	更新

目標番号 5	経済活動を機能不全に陥らせない
-----------	-----------------

事態番号 5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
-------------	-------------------------

施策分類	(1) 道路交通網の整備
------	--------------

- 【取組事項】 ①橋梁の長寿命化対策 「再掲」 1-1 (3) ① P24
- 【取組事項】 ②道路交通基盤網の整備 「再掲」 2-2 (1) ① P41
- 【取組事項】 ③生活道路基盤網の整備 「再掲」 2-2 (1) ② P41
- 【取組事項】 ④道路の防災対策 「再掲」 2-2 (1) ③ P41
- 【取組事項】 ⑤農道及び林道の整備 「再掲」 2-2 (1) ④ P41

施策分類	(2) 企業の事業継続計画の策定促進
------	--------------------

- 【取組事項】 ①企業の事業継続計画の策定促進

【施策分野】 産業 <商工課>

【脆弱性の評価】

災害時に企業が事業を継続又は早期復旧するためには、事業継続計画（以下「BCP」という。）の策定が有効とされており、策定されていない企業が多い場合にはサプライチェーンが寸断されるおそれがある。

【推進方針】

国（中小企業庁）では、中小企業自らがBCPを策定できるように「中小企業BCP策定運用指針」を公開している。

また、岡山県は、BCPの策定支援を希望する岡山県内の事業者へ専門家を派遣し、事業の特性に応じたBCP策定を支援しており、本市においても企業のBCP策定の普及啓発に努めることで市内企業の避難訓練や防災教育を促進し、防災意識の向上を図る。

施策分類 (2)	主な指標の名称・内容	現状値 (R3) (2021)	目標値 (R9) (2027)
	企業のBCP策定の普及啓発の実施	実施	実施

施策分類

(3) 金融支援の周知

【取組事項】 ①金融支援の周知

【施策分野】 産業 <商工課>

【脆弱性の評価】

災害時に被災した企業が事業の継続ができなくなると、サプライチェーンが寸断されるおそれがある。

【推進方針】

本市では、被災企業の運転資金や設備資金等に利用できる融資制度を設けており、被災時に支援が円滑に行われるよう努める。

施策分類

(4) 民間事業用地開発の促進

【取組事項】 ①民間事業用地開発の促進

【施策分野】 産業 <商工課>

【脆弱性の評価】

災害時に事業所等が被災し、事業の継続ができなくなることにより、サプライチェーンが寸断されることで、地域の経済力が低下するおそれがあることから、民間事業用地開発の促進に取り組み、事業所の分散や企業誘致を促進する必要がある。

【推進方針】

民間の事業用地開発を支援し、事業所等の機能分散化を促進することにより、災害による事業継続のリスクの低減を図る。

また、地域の経済力の底上げとして期待される企業誘致に取り組む。

施策分類 (4) 主な指標の名称・内容	現状値 (R3) (2021)	目標値 (R9) (2027)
民間事業用地開発促進奨励金を活用した企業立地数 (累計)	1社	2社

事態番号

5-2

エネルギー供給の停止による社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

施策分類

(1) 企業の事業継続計画の策定促進

【取組事項】 ①企業の事業継続計画の策定促進 「再掲」 5-1 (2) ① P60

施策分類

(2) 再生可能エネルギーの導入促進

【取組事項】 ①再生可能エネルギーの導入促進

【施策分野】 住宅・都市／情報通信 <環境企画課>

【脆弱性の評価】

既存エネルギーの生産基盤が打撃を受けた場合、電力供給が停止し、電気製品が使用できなくなり、市民生活や経済活動に甚大な影響が及ぶおそれがあるため、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギーの導入を促進する必要がある。

【推進方針】

環境にやさしいまちづくりを推進するとともに、災害時における電力供給停止にも対応するため、引き続き住宅用太陽光発電システム、住宅用定置型蓄電池及び住宅用太陽熱温水器の設置に対する支援を推進する。

施策分類 (2) 主な指標の名称・内容	現状値 (R3) (2021)	目標値 (R9) (2027)
住宅用太陽光発電システム設置補助 (累計)	1,044 件	1,212 件
住宅用定置型蓄電池設置補助 (累計)	164 件	350 件
住宅用太陽熱温水器設置補助 (累計)	470 件	542 件

施策分類

(3) 災害協定締結団体との連携

【取組事項】 ①災害協定締結団体との連携 「再掲」 2-1 (4) ① P39

事態番号

5-3

重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

施策分類

(1) 危険物施設等の対策

【取組事項】 ①危険物施設等の対策

【施策分野】 産業 <井原地区消防組合予防課>

【脆弱性の評価】

危険物並びに高圧ガスを大量に取り扱う事業所においては、災害時、施設の損壊や危険物質の爆発など周辺に大きな被害が発生するおそれがあるため、各事業所の自衛での災害対応力の充実強化を進める必要がある。

【 推 進 方 針 】

立入検査等により、危険物等の適正な取扱いや施設の維持管理について周知し、事業所の災害対応力の強化を図るとともに、有事の際の対応マニュアル等の作成や定期的な訓練の実施等を促進する。

施策分類（1） 主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
危険物製造所等の立入検査実施率	71%	100%

事態番号
5 - 4

基幹的陸上交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

施策分類

（1）道路交通網の整備

【 取 組 事 項 】 ①橋梁の長寿命化対策 「再掲」 1 - 1 （3）① P24

【 取 組 事 項 】 ②道路交通基盤網の整備 「再掲」 2 - 2 （1）① P41

【 取 組 事 項 】 ③生活道路基盤網の整備 「再掲」 2 - 2 （1）② P41

【 取 組 事 項 】 ④道路の防災対策 「再掲」 2 - 2 （1）③ P41

【 取 組 事 項 】 ⑤農道及び林道の整備 「再掲」 2 - 2 （1）④ P41

施策分類

（2）交通施設の整備

【 取 組 事 項 】 ①信号機の非常用電源対策（県主体の取組） 「再掲」 3 - 1 （2）① P51

【 取 組 事 項 】 ②信号機の老朽化対策（県主体の取組） 「再掲」 3 - 1 （2）② P51

施策分類

（3）公共交通の機能確保

【 取 組 事 項 】 ①公共交通の機能確保 「再掲」 2 - 5 （3）① P46

事態番号
5 - 5

金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

施策分類

(1) 企業の事業継続計画の策定促進

【取組事項】 ①企業の事業継続計画の策定促進 「再掲」5 - 1 (2) ① P60

事態番号
5 - 6

食料等の安定供給の停滞

施策分類

(1) 道路交通網の整備

【取組事項】 ①橋梁の長寿命化対策 「再掲」1 - 1 (3) ① P24

【取組事項】 ②道路交通基盤網の整備 「再掲」2 - 2 (1) ① P41

【取組事項】 ③生活道路基盤網の整備 「再掲」2 - 2 (1) ② P41

【取組事項】 ④道路の防災対策 「再掲」2 - 2 (1) ③ P41

【取組事項】 ⑤農道及び林道の整備 「再掲」2 - 2 (1) ④ P41

施策分類

(2) 農業生産基盤の整備

【取組事項】 ①農業生産基盤の整備

【施策分野】 農林 <農林課>

【脆弱性の評価】

耕作放棄地の増加等により、国土保全や洪水防止等の多面的機能が低下し、被害が拡大するおそれがあるため、農業生産基盤の保全等を行う必要がある。

また、大規模な被害が発生した場合、他地域からの食料確保が困難となる可能性があり、地域の食料生産機能が低い場合は、地域住民に対する十分な食料の供給ができないおそれがある。

【推進方針】

農地等の荒廃による被害拡大を防止するため、農業生産基盤の保全管理を推進し、農業生産活動の維持に取り組む。

また、食料自給率の向上や被災後の早急な農業生産を開始するため、各種補助・交付金制度を活用し耕作可能な状態の耕地の維持に取り組む。

施策分類（2） 主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
多面的機能支払交付金事業（長寿命化）団体数	4 団体	現状団体数の維持
多面的機能支払交付金事業（共同活動）団体数	11 団体	現状団体数の維持
中山間地域等直接支払交付金事業 集落数と交付農地面積	9 集落 666,599 m ²	現状集落数、交付農地面積の維持

施策分類

（3）物資調達・供給体制の整備

【取組事項】 ①災害時備蓄食糧等の整備 「再掲」2-1(3)① P38

【取組事項】 ②物資供給体制の整備 「再掲」2-1(3)② P38

事態番号

5-7

農・工業用水の供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響

施策分類

（1）農業水利施設の機能確保

【取組事項】 ①農業水利施設の整備 「再掲」1-2(2)① P31

【取組事項】 ②ため池の老朽化対策 「再掲」1-2(2)② P31

施策分類

（2）工業用水道施設（基幹管路）の耐震化

【取組事項】 ①工業用水道施設（基幹管路）の耐震化

【施策分野】 産業 <上水道課>

【脆弱性の評価】

工業用水道施設の基幹管路の耐震化を進めなければ、地震等の発生により、断水が生じるおそれがある。

【推進方針】

断水が生じた場合、加入企業の経営に多大な影響を及ぼすため、基幹管路の耐震化を検討する。

目標番号 6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
-----------	---

事態番号 6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
-------------	---

施策分類	(1) 企業の事業継続計画の策定促進
------	--------------------

【取組事項】 ①企業の事業継続計画の策定促進 「再掲」 5-1 (2) ① P60

施策分類	(2) 再生可能エネルギーの導入促進
------	--------------------

【取組事項】 ①再生可能エネルギーの導入促進 「再掲」 5-2 (2) ① P62

施策分類	(3) 燃料調達体制の確保
------	---------------

【取組事項】 ①緊急用 LP ガス調達に係る連携の強化 「再掲」 2-1 (5) ④ P40

事態番号 6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
-------------	------------------

施策分類	(1) 水道施設の耐震化
------	--------------

【取組事項】 ①水道施設（配水池）の耐震化 「再掲」 2-1 (1) ① P37

【取組事項】 ②水道施設（基幹管路）の耐震化 「再掲」 2-1 (1) ② P37

施策分類	(2) 業務継続体制の整備
------	---------------

【取組事項】 ①応急給水・復旧体制の確保

【施策分野】 住宅・都市／情報通信 <上水道課>

【脆弱性の評価】

災害により水道施設の損壊等が発生した場合に機能復旧が遅れると、市民生活や企業活動に大きな支障を来すため、迅速な応急給水や復旧体制を確保する必要がある。

【推進方針】

水道施設が損壊し供給不能となった場合に備え、給水車による速やかな応急給水活動が実施できるよう訓練を実施するとともに、水道施設の早期復旧を図るため、関係水道業者との協定の実効性を高めるよう連携強化に努める。

【取組事項】 ②水道施設被災時の広域支援体制の確立

【施策分野】 住宅・都市／情報通信 <上水道課>

【脆弱性の評価】

大規模災害が発生した場合、多数の断水エリアが発生するおそれがあり、水道事業者の災害時相互応援協定を活用した救援要請を行うことで、速やかな応急給水活動の実施と応急復旧に向けた作業体制等を確立する必要がある。

【推進方針】

広域的な応援活動等が迅速かつ円滑に行われるよう連絡・要請等の手順を定期的に確認するとともに、引き続き応援給水や応急復旧の訓練等に参加し、実効性を高める。

施策分類（2）	主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
	職員への応急給水技術講習会の実施	年1回実施	年1回実施
	相互応援訓練・応急給水訓練への参加	両訓練へ参加	両訓練へ参加

事態番号
6-3

汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

施策分類

（1）下水道施設の機能確保

【取組事項】 ①下水道施設の耐震化・機能強化 「再掲」2-6（1）① P47

【取組事項】 ②下水道普及率の促進 「再掲」2-6（1）② P47

【取組事項】 ③下水道管路施設の老朽化対策 「再掲」2-6（1）③ P47

施策分類

（2）業務継続体制の整備

【取組事項】 ①下水道業務継続体制の充実

【施策分野】 住宅・都市／情報通信 <下水道課>

【脆弱性の評価】

下水道施設が損壊等した場合に機能復旧が遅れると市民生活や企業活動に支障が生じるおそれがある。

また、衛生環境の悪化による感染症の発生等のおそれがある。

【推進方針】

下水道施設については、災害が発生した場合においても、その機能の維持や早期復旧するために必要となる対応を示した「下水道業務継続計画」を策定しており、計画に基づいた訓練等を実施し、必要に応じ計画の見直しを行う。

施策分類（2）	主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
	業務継続計画の現地訓練	未実施	年1回実施

施策分類

（3）環境保全

【取組事項】 ①合併処理浄化槽の設置促進

【施策分野】 環境 <下水道課>

【脆弱性の評価】

災害発生に備え、単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

【推進方針】

災害発生に備え、単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、引き続き浄化槽設置整備事業補助金による支援に取り組む。

施策分類（3）	主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
	汚水処理人口普及率	77.0%	83.4%

事態番号

6-4

地域の交通インフラの長期間にわたる機能停止

施策分類

（1）道路交通網の整備

【取組事項】 ①橋梁の長寿命化対策 「再掲」 1-1（3）① P24

【取組事項】 ②道路交通基盤網の整備 「再掲」 2-2（1）① P41

【取組事項】 ③生活道路基盤網の整備 「再掲」 2-2（1）② P41

【取組事項】 ④道路の防災対策 「再掲」2-2(1)③ P41

【取組事項】 ⑤農道及び林道の整備 「再掲」2-2(1)④ P41

施策分類

(2) 交通施設の整備

【取組事項】 ①信号機の非常用電源対策（県主体の取組） 「再掲」3-1(2)① P51

【取組事項】 ②信号機の老朽化対策（県主体の取組） 「再掲」3-1(2)② P51

施策分類

(3) 災害協定締結団体との連携

【取組事項】 ①災害協定締結団体との連携 「再掲」2-1(4)① P39

施策分類

(4) 公共交通の機能確保

【取組事項】 ①公共交通の機能確保 「再掲」2-5(3)① P46

事態番号

6-5

防災インフラの長期間にわたる機能不全

施策分類

(1) 治水対策の推進

【取組事項】 ①河川改修等の治水対策 「再掲」1-2(1)① P30

【取組事項】 ②下水路改修等の治水対策 「再掲」1-2(1)② P30

【取組事項】 ③排水施設の整備 「再掲」1-2(1)③ P30

施策分類

(2) 農業水利施設の機能確保

【取組事項】 ①ため池の老朽化対策 「再掲」1-2(2)② P31

目標番号 7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
-----------	-----------------------

事態番号 7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
-------------	-------------------------------

施策分類	(1) 災害応急活動体制の確保
------	-----------------

- 【取組事項】 ①消防本部の救助用車両・資機材の整備 「再掲」 1-1 (5) ① P25
- 【取組事項】 ②消防相互応援・広域応援体制の強化 「再掲」 1-1 (5) ② P26
- 【取組事項】 ③消防団の維持・強化 「再掲」 1-1 (5) ③ P26

施策分類	(2) 防災意識の普及啓発・自主防災活動の活性化
------	--------------------------

- 【取組事項】 ①自主防災組織の設立・活性化支援 「再掲」 1-1 (7) ① P27
- 【取組事項】 ②地域防災リーダーの育成の推進 「再掲」 1-1 (7) ② P28
- 【取組事項】 ③防災意識の普及啓発・リスクの周知 「再掲」 1-1 (7) ③ P28
- 【取組事項】 ④初期消火体制の充実 「再掲」 1-1 (7) ④ P29
- 【取組事項】 ⑤住宅用火災警報器の設置促進 「再掲」 1-1 (7) ⑤ P29
- 【取組事項】 ⑥地区防災計画の作成促進 「再掲」 2-3 (3) ① P44

事態番号 7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺
-------------	------------------------

施策分類	(1) 住宅・建築物の耐震化等
------	-----------------

- 【取組事項】 ①住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修 「再掲」 1-1 (1) ① P21

事態番号 7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
-------------	--

施策分類	(1) 治水対策の推進
------	-------------

【取組事項】 ①排水施設の整備 「再掲」 1-2 (1) ③ P30

施策分類	(2) 農業水利施設の機能確保
------	-----------------

【取組事項】 ①農業水利施設の整備 「再掲」 1-2 (2) ① P31

【取組事項】 ②ため池の老朽化対策 「再掲」 1-2 (2) ② P31

施策分類	(3) 防災意識の普及啓発・自主防災活動の活性化
------	--------------------------

【取組事項】 ①ため池ハザードマップの作成推進 「再掲」 1-2 (5) ② P33

事態番号 7-4	有害物質の大規模拡散・流出による市土の荒廃
-------------	-----------------------

施策分類	(1) 環境保全
------	----------

【取組事項】 ①有害物質流出・拡散防止の対策

【施策分野】 環境 <環境企画課・井原地区消防組合予防課>

【脆弱性の評価】

災害時に有害物質が河川等に流出した場合、健康被害や水質汚染等の二次被害が発生するおそれがあることから、平時と同様に迅速な処理が行えるよう関係機関の連携を図る必要がある。

【推進方針】

有害物質が流出した場合、早期に事態を収束させるため、引き続き関係機関との連携の強化を図る。

また、平時から有害物質を取扱う企業に対し、適正な取扱いについての指導を実施する。

事態番号 7-5	農地・森林等の被害による市土の荒廃
--------------------	-------------------

施策分類	(1) 農業生産基盤の整備
-------------	---------------

【取組事項】 ①農業生産基盤の整備 「再掲」 5-6 (2) ① P64

施策分類	(2) 有害鳥獣被害防止対策の推進
-------------	-------------------

【取組事項】 ①有害鳥獣被害防止対策の推進

【施策分野】 農林 <農林課>

【脆弱性の評価】

有害鳥獣による森林や農地への被害により、耕作放棄地の増加、農地や森林の多面的機能が低下し荒廃することで、山地災害の発生につながるおそれがある。

【推進方針】

有害鳥獣による森林や農地の被害軽減を図るため、引き続き有害鳥獣駆除や地域での有害鳥獣被害防止対策の推進を図る。

施策分類 (2) 主な指標の名称・内容	現状値 (R3) (2021)	目標値 (R9) (2027)
イノシシ・サル・シカの捕獲頭数	1,064 頭	1,440 頭

目標番号 8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
-----------	---------------------------------

事態番号 8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
-------------	----------------------------------

施策分類	(1) 災害廃棄物の処理体制の構築
------	-------------------

【取組事項】 ①災害廃棄物の処理体制の構築

【施策分野】 環境 <環境企画課>

【脆弱性の評価】

大規模地震や洪水等の災害に直面した場合に、災害により発生した廃棄物を適正かつ迅速に処理し、速やかに復旧・復興を進めるための「井原市災害廃棄物処理計画」を策定しているが、より実効性の高いものにしていく必要がある。

【推進方針】

関係職員の災害廃棄物処理に関するマネジメント能力の向上を図るための教育訓練、民間事業者との協力体制の検討など、実効性の向上に取り組む。

事態番号 8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョン等の欠如等により復興できなくなる事態
-------------	---

施策分類	(1) 災害協定締結団体との連携
------	------------------

【取組事項】 ①災害協定締結団体との連携 「再掲」 2-1 (4) ① P39

施策分類	(2) 災害ボランティア活動の推進
------	-------------------

【取組事項】 ①災害ボランティア活動の推進

【施策分野】 官民連携 <危機管理課>

【脆弱性の評価】

被災者の生活等の再建に向けては、災害ボランティアの支援が大きな力となることから、ボランティアの円滑な受入れ体制がなければ、復旧・復興に遅延が生じるおそれがある。

【推進方針】

災害時における災害ボランティアの円滑な受入れ体制を構築するため、協定先である井原市社会

福祉協議会と平時から受入れ体制について連携や情報共有に努める。

施策分類（2） 主な指標の名称・内容	現状値（R3）（2021）	目標値（R9）（2027）
井原市社会福祉協議会との定例会の開催	1回/年	1回/年

施策分類

（3）業務継続体制の整備

【取組事項】 ①受援体制の整備 「再掲」 3-2（3）④ P54

【取組事項】 ②自治体の人材育成の推進 「再掲」 3-2（3）⑥ P54

事態番号

8-3

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

施策分類

（1）住宅・建築物の耐震化等

【取組事項】 ①文化財の防災対策 「再掲」 1-1（1）④ P22

施策分類

（2）地域コミュニティの強化

【取組事項】 ①地域コミュニティの強化

【施策分野】 リスクコミュニケーション <市民活動推進課>

【脆弱性の評価】

災害時の共助を担う地域コミュニティは、少子高齢化や人口減少の進展等により、今後その維持が困難となることが懸念され、災害からの復旧・復興にも遅延が生じるおそれがある。

【推進方針】

お互いが支え合う「共助」の基盤となる地域コミュニティ力の醸成を図るため、地域住民や市民活動団体が主体となった地域課題解決に向けた取組への支援や、自主的な地域活動の拠点となる地区集会所等の整備を支援する。

また、市民の主体的な地域づくり活動への参加促進のための体制づくりや地域コミュニティを牽引する人材育成を目的とした学習機会の拡充を図る。

事態番号 8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
-------------	--

施策分類	(1) 治水対策の推進
------	-------------

- 【取組事項】 ①河川改修等の治水対策 「再掲」 1-2 (1) ① P30
- 【取組事項】 ②下水道改修等の治水対策 「再掲」 1-2 (1) ② P30
- 【取組事項】 ③排水施設の整備 「再掲」 1-2 (1) ③ P30

事態番号 8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
-------------	--

施策分類	(1) 応急仮設住宅等の住まいの確保
------	--------------------

- 【取組事項】 ①応急仮設住宅等の住まいの確保
- 【施策分野】 住宅・都市／情報通信 <都市施設課>

【脆弱性の評価】

建設型仮設住宅の建設地の選定及び借上型仮設住宅の制度協議に時間を要し、住家を失った被災者の一時的な住まいの確保に支障を来すおそれがあることから、平時から建設型仮設住宅の建設候補地の選定及び借上型仮設住宅の制度設計等を行っておく必要がある。

【推進方針】

災害により住宅を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対する応急的な住宅の提供について、応急仮設住宅の設置や市営住宅への一時入居等の仕組みづくり、岡山県による民間賃貸住宅の借上制度の活用支援についての仕組みづくりに取り組む。

施策分類 (1) 主な指標の名称・内容	現状値 (R3) (2021)	目標値 (R9) (2027)
応急仮設住宅建設候補地台帳の整備	未整備	整備

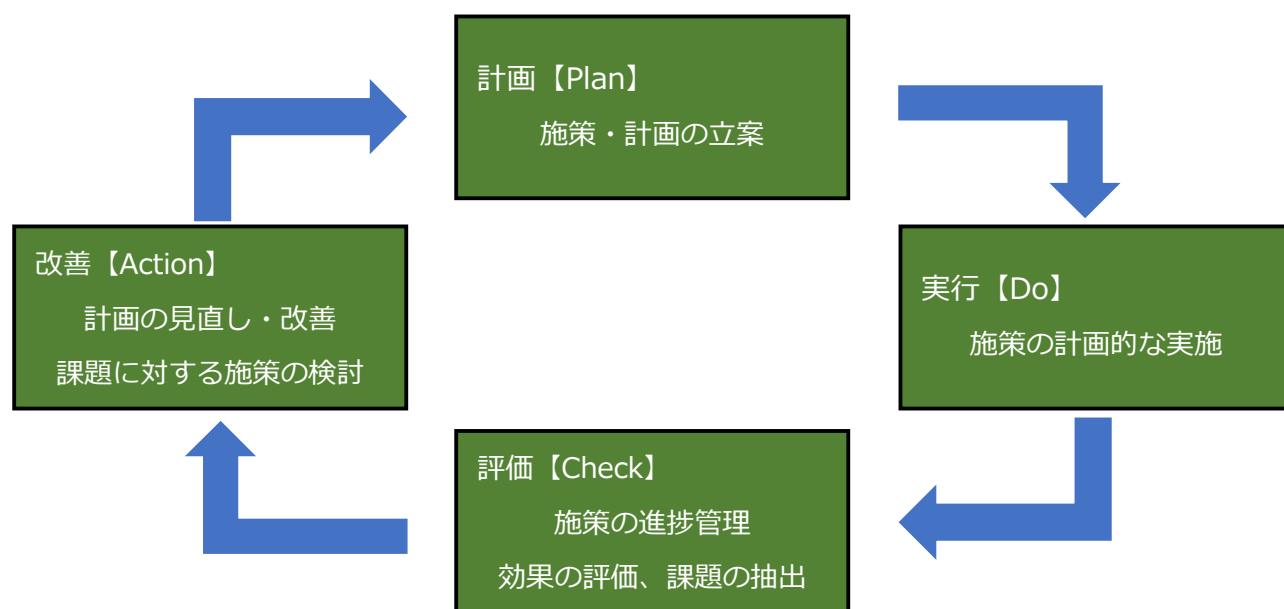
第5章 計画の推進と進捗管理

1. 計画の推進と進捗管理

地域計画策定後は、全庁横断的な体制のもと、施策ごとの進捗状況や設定した目標の達成状況、社会状況の変化等を踏まえ、施策・計画の立案（計画【Plan】）、施策の計画的な実施（実行【Do】）、施策の進捗管理・効果の評価（評価【Check】）、計画の見直し・改善（改善【Action】）によるPDCAサイクルで計画を着実に推進していくことが重要です。

したがって、毎年度進捗状況を確認し、計画期間中であっても必要に応じて施策や指標の見直しを行うものとします。

また、「総合計画」や「地域防災計画」等の関連計画の策定・見直し時には、それらの整合性を確保し、必要な修正を行うものとします。



用語解説

あ行

●アンブレラ計画

国土強靱化の観点から、「総合計画」や「地域防災計画」をはじめ各種計画の指針となるべきものとされ、策定後は、その内容を指針として必要に応じて既存の個別計画の見直し等を適切に行うこととされている。

●エリアメール

気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、特別警報、国・地方公共団体が配信する災害・避難情報などを対象エリアにいるユーザーの携帯電話やスマートフォンに対して、携帯電話会社から通知するシステムのこと。

か行

●強靱（きょうじん）

しなやかで強いこと。

●業務継続計画（BCP）

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画のこと。

（参考）企業では、事業継続計画という。

●緊急消防援助隊

消防組織法に基づき、国内における大規模災害や特殊災害の発生に際し、被災地の都道府県内の消防力では対処できない場合に、消防庁長官の要請又は指示により出動し、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施することを任務とする全国の消防機関による相互応援組織のこと。

●ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

●広域避難

住んでいる市区町村の外に逃げる避難形態のこと。

●公共施設等マネジメント

計画的かつ効率的に公共施設等の整備や維持管理を行い、長寿命化や統廃合、利活用促進を進めるなど、公共施設等の総合的な管理を推進すること。

●個別施設計画

施設ごとの長寿命化計画のこと。

さ行

●災害時等避難行動要支援者

高齢者、要介護認定者、重度の障害者、難病患者などのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人の総称のこと。

●再生可能エネルギー

太陽光、風力、波力・潮力、流水、潮汐、地熱、バイオマス等、自然の力で定常的（もしくは反復的）に補充されるエネルギー資源のこと。

●サプライチェーン

ある製品の原料が生産されてから最終消費者に届くまでの、原材料調達・生産管理・物流・販売という一連の工程のこと。

●事業継続計画（BCP）

企業が自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段などを取り決めておく計画のこと。

（参考）行政では、業務継続計画という。

●自主防災組織

災害対策基本法において規定されている、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。

●指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急的に避難する避難先として、災害対策基本法に基づき市町村長が指定した施設や場所のこと。

●指定避難所

被災者等が一定期間滞在する場所として、災害対策基本法に基づき市町村長が指定したもの。

●住家被害認定調査

大規模な地震や風水害等の自然災害により被害のあった住家について、内閣府の定める「災害の被害認定基準」等に基づき、住家の被害の程度を認定する調査のこと。

●浚渫（しゅんせつ）

河川・港湾などの底面を浚（さら）い、土砂などを取り去る土木工事のこと。

●常備消防

市町村に設置された消防本部及び消防署のこと。消防団は「非常備消防」と呼ばれる。

●水防管理団体

水防に関する責任のある市町村（特別区を含む。）、または水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合、もしくは水害予防組合のこと。

●ストックマネジメント計画

処理場や管路などの下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら、維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に施設を管理するための計画のこと。

●脆弱（ぜいじゃく）

脆（もろ）くて弱いこと。

●全国瞬時警報システム（J-ALERT）

大規模災害や武力攻撃事態等が発生した際に、緊急に伝達することが必要な事態に関する情報を、人工衛星及び地上回線を用いて、国から住民に瞬時に伝達するシステムのこと。

●想定最大規模降雨

想定しうる最大規模の降雨のこと。日本を降雨の特性が似ている 15 の地域に分け、それぞれの地域において観測された最大の降雨量により設定している。通称 L2（エルツー）という。

た行

●大規模盛土造成地

盛土造成地のうち、①谷埋め型で盛土の面積が 3,000 m²以上のもの、②腹付け型で盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5 m 以上のもののこと。

●タイムライン

防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画のこと。

●地区防災計画

一定の地区内の居住者や事業者が、当該地区の特性に応じた自発的な防災活動を定めた計画のこと。

●長寿命化

施設が保有している機能の低下を極力抑え、適切な利用の継続を図ることを目的に、施設の老朽化が進む前に調査を行い、計画的な管理や補修工事を実施すること。

●長寿命化計画

計画的な維持管理や更新等を実施することで、施設を延命化させ、中長期的なライフサイクルコスト（製品や構造物（建物や橋、道路など）がつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用をトータルでとらえたもの）の低減や維持管理・更新等に係る予算の平準化を図ることを目的とした計画のこと。

●電源付加装置

停電の際、自動的に発動発電機が作動し、信号機に電力供給する装置のこと。

●道路啓開

災害時に人命救助や緊急物資の輸送のため、緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限のがれき処理を行い、簡易な段差補修により、救援ルートを開けること。

●土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域のこと。

●土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

イエローゾーン（土砂災害警戒区域）の内、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域のこと。

な行**●内水氾濫**

河川の水が溢れなくても、側溝、下水道などの排水能力を超える大雨や、排水する先の河川水位の上昇などで排水できなくなるにより発生する氾濫のこと。

（参考）河川の水を「外水」と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（居住地）にある水を「内水」という。

は行

●ハザードマップ

自然災害による地域の被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

●被災建築物応急危険度判定士

大規模な地震や余震により被災した建築物を調べ、その後に発生するさらなる余震などによる倒壊の危険性、外壁の落下、付属設備・機器の転倒・落下などの応急危険度判定を行うことのできる資格を持った者のこと。

●被災宅地危険度判定士

大規模な地震や風水害等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、宅地の危険度判定を行うことのできる資格を持った者のこと。

●避難確保計画

水害や土砂災害が発生するおそれがある場所における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画のこと。

●避難場所

災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急的に避難する施設や場所のこと。

●福祉避難所

介護が必要な高齢者や障害のある人など、一般の避難所では生活に支障を来す人に対し、高齢者福祉施設や障害者支援施設等の中に開設される福祉的な配慮がなされた避難所のこと。

●防災重点ため池

住宅や公共施設などに近く、自然災害で決壊した場合に人的被害が出るおそれがあるとして、避難対策や補強などの優先的な整備を求められているため池のこと。

●防災マップ

災害が発生したとき、その影響が及ぶと想定される区域と避難に関する情報を地図にまとめたもの。

ま行

●メンタルヘルス

精神面における健康のこと。精神的健康、心の健康などと称される。

や行**●要配慮者**

高齢者や障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者のこと。

ら行**●罹災証明書**

住宅が火災や自然災害などによって損壊する被害を受けた場合に、当該市町村などが損壊状況の調査により被害の程度を認定して証明する公的書類のこと。

●リスクコミュニケーション

リスク要因やそのリスクを低減するための取組について、関係者が情報を共有しつつ、各々の立場から意見や情報を交換すること。

●流域治水プロジェクト

気候変動による水害リスクの増大に備えるため、一級水系において流域の関係者（国、県、市町村等）が協働し、流域全体で緊急的に実施すべき治水対策について全体像を取りまとめたもの。

アルファベット**●Safety tips**

国内における緊急地震速報、避難指示等の情報が自動で通知される観光庁監修の外国人旅行者向け災害時情報提供アプリのこと。

●SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (social networking service) の略称。
人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型 Web サイトのこと。

●Wi-Fi

製造メーカーが異なっても相互接続できる無線 LAN (無線を用いて数m～数十mの範囲で高速なデータ通信を行う通信技術) の総称のこと。

改訂履歴

令和	3年	3月	策定
令和	5年	3月	改訂

井原市国土強靱化地域計画

改訂 令和5年3月

井原市 総務部 危機管理課

〒715-8601

岡山県井原市井原町 311 番地 1

TEL : 0866-62-9550

FAX : 0866-62-9562

E-mail : kikikanri@city.ibara.lg.jp